

産廃あいち

VOL.16 1995

平成7年7月20日発行



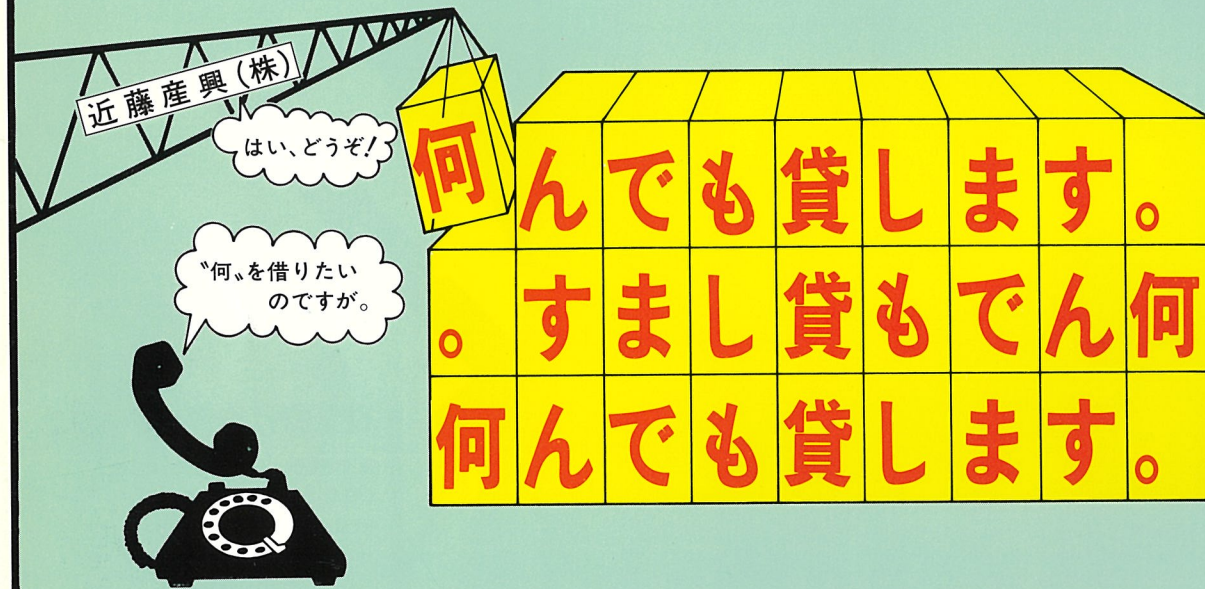
廃棄物は資源のゆりかご

資源の浪費が声高に叫ばれるいま、
潜在的資源の宝庫、廃棄物を
有効に資源転換していきたい。
次の世代に手渡す地球の“資産”を
不必要に使わないために…。



社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**

イベントを演出する
イベントを支える
ジェット機から茶碗まで
何んでも貸します。

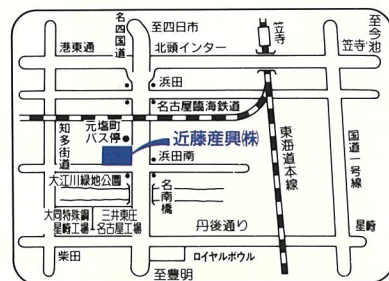


何んでも貸します。
。すまし貸もでん何
何んでも貸します。

- イベント部門** ● 神事・式典用品 ● 運動会・盆踊り・祭り用品 ● 宴会用品 ● 演芸衣裳・指導
● 家具・家電用品
● 各種イベント用品・縫いぐるみ・紅白幕・テント・綿菓子・ポップコーン・たこ焼き・おでん
・焼きそば・氷機械・もちつき道具・屋台・仮装衣裳 ● 音響・映像用品 ● 選挙事務用品
● 宣伝カー ● 人力車
- リース部門** ● 電源車・発電機 ● 仮設機材 ● 仮設ハウス ● 建設機械・器具 ● 産業用機械 ●
事務所用什器備品 ● 冷房・暖房機器 ● 放送機材 ● コピー機 ● ドラフター ● レベル・トランシット
● 電話・FAX機 ● 土地建物

近藤産興(株)

名古屋市南区浜田町1-10 ☎ (052) 611-5561 (代)
FAX (052) 611-5826



収集運搬から
最終処分場まで
一貫したシステムを完備



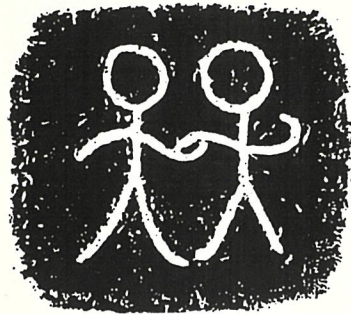
許可番号 58令環整第2-17号



宮川興業株式会社

〒446 愛知県安城市里町高根4-85
電話 <0566> 97-8890 (代)
ファクス <0566> 98-3513

豊橋支店
〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4
電話 <0532> 23-1716



中国雲南省に住むモノ族が、現在も使用している象形文字。「友だち」を表わす。

人間は伝えたいこと、たくさん。

佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戊亥5番地の3 〒617
名古屋支店 名古屋市中区大塚3丁目2番11号愛三ビル大塚4F
TEL (052) 671-5231 (代表) FAX (052) 671-5234 〒456



たいせつな集いを安心して
おまかせいただけます。

お座敷宴会など
セミナー、各種パーティーや

当ホテルは、総会、講演会、
温かいこころ配りのサービス……。

名古屋・栄、都心のホテル。
ゆとりある落ち着いた和・洋会場。



宿泊、総会 セミナー、ご宴会 お食事



政府登録国際観光ホテル
ロイヤル ホテル 弁天閣

〒460 名古屋市中区栄四丁目2-18 (中日ビル東100m)

☎(052)251-5211(代)



ふたりで入る、夫婦の保険。

アンサンブル Ensemble

夫婦に甘い保険です。
ふたり別々に契約するより、保険料が割安なんです。

- おふたりの入院・手術・通院に備えられます。
- 生前給付「リビング・ニーズ特約」もセットできます。
- 保険料払込満了後、夫婦年金にも変更できます。

住友生命保険相互会社 名古屋すみれ営業部 TEL.(052)561-5165



ああ、ふたりでひとつにかける幸せ。

そこに住む人々のために、 清潔で美しい街を守り続けます。

街は、そこに住む人々のためのものです。よりよい生活環境を求め、また、新しい技術を導入した美しい街づくりは、21世紀を見つめたものでなければなりません。街の美観問題が問われ、緑化構想が叫ばれる現在。設立以来一貫してクリーンな環境づくりを推進してきた大府衛生も、歴史と実績に裏づけられた信頼に加え、最新鋭の設備機器・システムの導入に努め、新しい時代の新しいアメニティに向け、万全の体制を整えています。



大府衛生株式会社

ふるさと
故郷を大切に想う心も、
私たちの技術の一つ

高く広い視野を持ち、穏やかな
心で自然と共に生きる…
大府衛生の「キリン」にはそんな
願いが込められています。



大切にします。コミュニケーション
環境衛生に関するご質問お問い合わせお気軽にどうぞ。

大府衛生株式会社

愛知県大府市北崎町駒場88番地 〒474

TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

システムエンジニアリングのKONDOが

最新のテクノロジーで きれいな環境づくりの お手伝いをします。

KONDO
PLANT ENGINEERING



組合せにより最適なプラントをプランニングして
製作施工まで一貫態勢でお届けします

焼却炉のタイプ

固定炉床式
移床ストーカー式
ロータリー式
揺動ストーカー式

焼却物

雑 芥 廃 液
高 分 子 建築廃材
汚 泥 廃 タイヤ

廃熱利用

廃熱蒸気ボイラ
廃熱発電ボイラ

通産省 電事法溶接方法認可工場 労働省 ボイラー製造許可工場

近藤設備設計株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字大草字太良3374番地 〒485
TEL(0568)79-3511・FAX(0568)79-6810

大阪営業所 大阪市淀川区西中島7丁目1番3号チサン第8新大阪405 〒532
TEL(06)306-5761・FAX(06)306-5762

SANPAI AICHI

産廃あいち

1995 Vol.16

INDEX

巻頭言

環境部長就任にあたって 愛知県環境部長 伊藤 廉 …… 2
環境事業局長就任にあたって 名古屋市環境事業局長 兵頭輝敏 …… 3

特集

愛知県産業廃棄物適正処理推進大会開催 …… 4

行政ニュース

平成7年度名古屋市産業廃棄物関連予算と施策
名古屋市環境事業局廃棄物指導課 …… 19
産業廃棄物担当組織平成7年度名簿一覧（保健所） …… 21
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正に伴う産業廃棄物処理業
に関する手続き等について …… 愛知県環境部廃棄物対策課 …… 22

協会ニュース

第8回通常総会開催 …… 24

支部ニュース

各支部事業報告（尾張北・東三河・尾張西・尾張南） …… 26

青年部会ニュース

第9回通常総会開催、6月例会の報告 …… 28

こんにちは会社訪問記

株式会社三河オイルセンター …… 31
碧南舗装株式会社 …… 32
加藤解体工業株式会社 …… 33
加山興業株式会社 …… 34
愛知県鍍金工業組合 …… 35
広久コンクリート工業株式会社 …… 36

名人・達人 評判倶楽部

“鍛えすぎると着る物に困ります”
（株）アヅマ商会 取締役工場長 東 哲司 …… 37

占・里・眼

「創意工夫そして意欲」 マギー（マギー相談室主宰） …… 41

私の健康法

三石産業（有） 代表取締役 石川喜典／（株）山本建材 代表取締役会長
山本金一／丸安運輸（株） 取締役総務部長 青山勝征／（株）森部組ハッ
リ 代表取締役 森部勇夫 …… 42

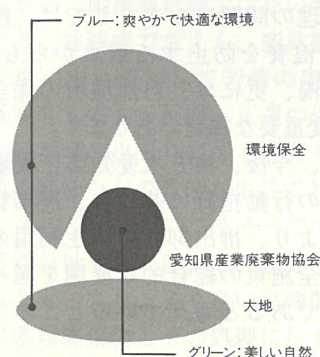
法律相談

通院交通費と葬祭費について 弁護士 楠田堯爾 …… 43

事務局だより

理事会 …… 44
委員会報告 …… 44
厚生大臣認定講習会開催 …… 45
正副部長会議開催 …… 46
南五区埋立処分場受入基準変更説明会開催 …… 46
新規会員報告 …… 47

●編集後記 …… 48



■シンボルマーク

球体をモチーフに、社団法人愛知県産業廃棄物協会の環境保全・廃棄物処理に対する姿勢を表現しています。

上部の球形は環境保全を、中央に位置する球体は愛知県産業廃棄物協회를指し、環境保全とともに歩む当協会に指針を表現しています。下部の楕円形は住みやすく豊かな大地を表現。この3つを合わせることでより形付けられる空間は人と愛知県の頭文字Aを表し、廃棄物の適正処理を推進する団体を明確に表現いたしました。シンボルカラーのブルーは爽やかで快適な環境を、グリーンは美しい自然を表現しています。

巻頭言

環境部長就任にあたって

愛知県環境部長 伊藤 廉



（社）愛知県産業廃棄物協会会員の皆様方には、日頃から廃棄物行政の推進に深いご理解を賜り、とりわけ、産業廃棄物の適正処理につきましては、格別のご尽力をいただいておりますことを、紙面をお借りしまして心より感謝申し上げます。

環境部長の就任に当たりまして、環境行政の抱えている諸問題についての所感を述べさせていただきますと存じます。

私たちが日常生活を営む上で、欠くことのできない環境は、心の豊かさやゆとりのある生活をもたらす大切な資源であり、近年は人々の環境に対するニーズが高まりつつあり、より質の高い快適な環境の創造が求められております。

しかし、一方では、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式などを背景として、都市・生活型公害や廃棄物の増大など、日常生活や事業活動に起因する環境問題が多く発生しているところであります。

このような今日的な環境問題を解決するためには、一人一人が自覚と責任を持って、ライフスタイルや事業活動などを環境に配慮したものに革新し、環境への負荷の少ない社会を構築していくことが必要であります。

また、地域という足元の環境から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模で、しかも、世代を越えて影響を及ぼす環境問題—地球環境問題—への対応に目を転じてみますと、平成4年6月にブラジルで開催された「地球サミット」では、「持続可能な開発」を基本理念に、21世紀に向けた行動原則を定める「環境と開発に関するリオ宣言」及びその諸原則を実行する行動計画「アジェンダ21」（21世紀に向けた課題）が採択されたところであります。

こうしたことから、本県では、昨年12月に地域と地球環境の保全に計画的かつ総合的に取り組むための具体的な行動指針である「あいちアジェンダ21」を策定したところであります。

この行動の目指すところは、県民、事業者、行政が一体となって健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な発展を図りながら、持続的に発展する「あいち環境共生社会」を形成していくというものであります。

また、廃棄物処理の問題につきましては、限りある天然資源の浪費を防止する観点からも、大気汚染や水質汚濁、更には、自然環境の保全上の観点からも大変重要な課題であります。

したがって、今後、第五次愛知県産業廃棄物処理計画やこの行動指針に基づき、廃棄物の適正処理はもとより、排出抑制や再生利用の推進を含む環境保全施策の総合的な展開を図っていくことが必要であると考えているところであります。

皆様方を取り巻く社会環境は、大変厳しいものがあるかと思う次第でございますが、こうした時こそ、協会会員ならではの模範的な廃棄物処理に努められるとともに、再生利用など新たな事業をも積極的に手掛けられ、大きく飛躍する芽を生み出されることを期待するものであります。

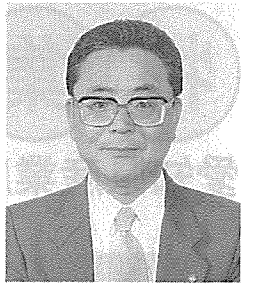
いずれにしましても、廃棄物の適正処理は、官民一体となって推進していかなければならない重要な課題でありますので、今後とも皆様方の格別のご理解とご協力をお願いする次第であります。

終りにあたりまして、貴協会の一層の発展と会員の皆様方のご多幸とご活躍を心から祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

巻頭言

環境事業局長就任にあたって

名古屋市環境事業局長 兵頭輝敏



愛知県産業廃棄物協会の会員の方々が平素より産業廃棄物の適正処理を通じ、生活環境の保全に努力されていますことに心から敬意を表します。

近年、産業構造の変化、生活様式の多様化に伴い、廃棄物の発生量が増加するとともに、毒性や感染性等の性状を有する産業廃棄物が増加する等、その種類も多様化しており、適切な対応が求められています。

住民の産業廃棄物やその処理施設等に対する不安から、産業廃棄物ではない残土の保管や残土による土地造成でさえも、産業廃棄物の不法投棄ではないかと憶測して苦情の申立をされる場合も多々あります。反面、正規の保管場所でも早朝の大型車両の出入りによる騒音や廃棄物の積替えによる騒音などの苦情も生じております。

人の生活においてもそうですが、常日頃の隣近所のお付き合いによる、良好な隣人関係を維持することにより、より良い信頼関係が築かれ、住民の産業廃棄物とその処理に対する信頼が確立されるのではないかと考えます。

産業廃棄物処理の現状は、最近の調査によりますと総排出量が約184万トンと一般廃棄物の約2倍で、このうち再生利用率は48%、中間処理による減量化率は20%、最終処分率は32%となっています。排出量の業種別では建設業が62%、種類別では建設廃材が45%の割合になっています。

産業廃棄物の排出量は、今後とも増加傾向にあると予想されるため、持続可能な経済社会を目指し、廃棄物の発生の抑制と再生利用の推進に努めていかなければならないと思っています。

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、事業者、処理業者、行政が相互に連携しそれぞれに課せられた責務と役割を全うしなければなりません。本市におきましては、平成5年4月1日から実施しています「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」

にもとづき産業廃棄物の適正処理及び減量化・資源化を推進することによって生活環境の保全を図ってまいりますので、事業者、処理業者の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

特集

愛知県産業廃棄物適正処理推進大会開催



5月24日、愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（愛知県・名古屋市・愛知県警察本部・当協会）の主催による「愛知県産業廃棄物適正処理推進大会」が名古屋市民会館において開催されました。昨年6月1日に発足した同協議会にとって、今回の大会は初の大規模な催しとなりました。当日は、行政・処理業者・警察関係者ならびに排出事業者など一千人を超える人々が大会に参加。産業廃棄物の不適正処理・不法投棄防止、廃棄物事犯の摘発強化、県民の生活環境の保全・公衆衛生の向上を掲げる同協議会の主旨に多くの人々が賛同していることが伺えました。現在、同協議会と目的を同じくする組織は45存在するが、この大会のように大規模な催しは全国でもあまり先例がありません。大会は産業廃棄物にかかわる行政・処理業界・警察を代表する講師3人の記念講演を中心に進行。それぞれの立場から見た産業廃棄物に対する見識を語っていただきました。本誌は講演内容を可能な限り会員の皆様にご紹介したいと考え、ここに要約・抜粋し再掲載いたします。

■主催者

愛知県警察本部生活安全部生活経済課長 幸 弘
愛知県環境部廃棄物対策課長 篠笛壽雄
名古屋市環境事業局事業部廃棄物指導課長 内藤雅朗
社団法人愛知県産業廃棄物協会副会長 適正処理委員長 新美 實

■講師

愛知県環境部廃棄物対策監 谷萩 正
社団法人全国産業廃棄物連合会会長 鈴木勇吉
警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 飯島久司

●記念講演

『産業廃棄物を取りまく諸情勢』

愛知県環境部廃棄物対策監 谷萩 正
大量消費経済社会の到来により、物質的に非常に豊かになりましたが、これらを支える産業活動に伴って排出される産業廃棄物は、ますます増大し多様化してきています。都市化の進展による用地の確保難、産業廃棄物の不適正処理問題など埋立処分場の整備は、こうしたことを背景に地域住民の不信感が生じ、新規の立地が次第に困難な事態になってきています。こうした状況下において、使い捨て文化や大量消費を、地球規模の保全や地球資源の保護の面から見直そうとする動きが出ております。国においては、従来の排出された廃棄物を単に処理処分するための施策から、排出抑制や再生利用も含めた総合的な施策へと転換する必要があるといたしまして、減量化・再生利用の推進、適正処理の確保、また処理施設の整備を柱とする改正廃棄物処理法が施行されたところであります。

また、この廃棄物処理法の改正と合わせて再生資源の利用の促進に関する法律、いわゆるリサイクル法が施行され、リサイクル社会の構築に向けて国、地方自治体、事業者、国民などすべての関係者が減量化・再生利用の推進に向けて努力することが求められています。リサイクル社会の構築に向けた大きな潮流の中で、行政がどのような針路を取っていくかは非常に重要な課題でございますので、少し廃棄物処理計画について触れてまいりたいと思います。本県におきましては、平成4年度から8年度までの5年間を計画期間とする第五次愛知県産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の適正処理の推進にあたっているところであります。この計画は排出量の抑制、再生利用を含む産業廃棄物の適正処理に関する基本事項を定めるとともに、事業者、処理業者、県・市町村などの関係機関の役割を明らかにしたものであります。減量化・資源化及び再生利用の推進を柱といたしまし

て、適正処理の確保、廃棄物処理施設の整備、広域的対応と適切な公共関与の5つの方針を掲げております。埋立処分量が増加する中で、処分場の確保は今後一層厳しくなることが予測されております。従って、不用物がなくなるような製造工程の導入などによる廃棄物の排出抑制、発生した副産物を廃棄物化しないようラインに直結した資源化工程を検討するなどの資源化を推し進める努力、さらにはどうしても出てしまう廃棄物をいかに減量化するかといった問題、再生利用これはエネルギー回収といった形でもよいのですが、こうしたことを皆様方にも努力していただき、第5次処理計画では8年度における予測埋立処分量を10%減らすという努力目標を立て、その達成に努めているところであります。

一口にリサイクルと申しまして、なかなか難しい問題をはらんでおります。例えば、リサイクルが成立するためには、1つに異物が混入していない廃棄物が一定の場所に一定量が集まっていること、2つには廃棄物に有用物としての性質があること、3つには再生技術が存在すること、4つには再生品の需要が存在すること。この4つの条件が必要であり、さらに回収システムの確立や回収された廃棄物を資源化するためのルートづくりなどいくつかの課題があります。産業廃棄物は、生産技術の変遷により常に変化しており、特にリサイクルの面からの処理技術が十分確立していない状況であることから、こうした計画が一朝一夕にはまいたらないと思いますが、今後生産の現場と同じように、産業廃棄物の分野にも新しい知恵や資本、あるいは人材が入っていくよう期待してやまない次第です。長い目で見ると、埋立地が逼迫してくれば今のままのコスト負担で廃棄物が処分できるかどうか、はなはだ疑問です。結局、自分に跳ね返ってくる問題であるとの観点から、産業廃棄物問題を見直していただきたいと思います。



国におきましても、廃棄物のリサイクルを大きな課題としてとらえており、通産省の産業構造審議会におきましては、最終処分場不足、広域処理の制約による埋立処分の困難化や不法投棄の頻発等の産業廃棄物処理の現状認識のもとに、平成2年には今後の廃棄物処理、資源化対策の在り方についての答申、さらに平成6年には今後の我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムの在り方についての意見具申がなされております。建設省におきましても、建設副産物の再利用にかかわる具体的方策と、再利用目標を定めたリサイクルプラン21を策定し、関係者が一体となって具体的方策を実施していく方針を示しております。

次に公共関与については、経済活動の進展に伴って増加する産業廃棄物を適正処理するため、処理体制の整備を図ることを目的として全国に先駆けて昭和48年に第一次処理計画を策定しました。これに基づき、直営方式により知多市に廃油処理施設、豊田市猿投に埋立処分場を整備してまいったところです。昭和62年から始まった第4次処理計画、これ以後の公共関与の方法としては、廃棄物処理法に基づく排出者処理の原則をベースとし、直営方式から官民協力による第3セクター方式を採用し、知多市新舞子の名古屋港南5区に最終処分場の建設、現在進めております衣浦港ポートアイランド事業と、前向きな公共関与をしているところです。しかし、最終処分場のすべてを公共が関与し整備していくわけにはまいりません。廃棄物処理法には、皆様方が自らの責任において廃棄物を適正処理する義務があること、再生利用等を行い、減量に努め、製品アセスメントを行い、廃棄物の適正処理が困難にならないようにしなければならないとされています。このことを十分ご理解ご認識いただきたいと思います。こうした中、資源の節約やリサイクルを前提とした事業活動を行うよう見直しを図ろうとする動きが、産業界に広がっていることは大変喜ばしい限りです。

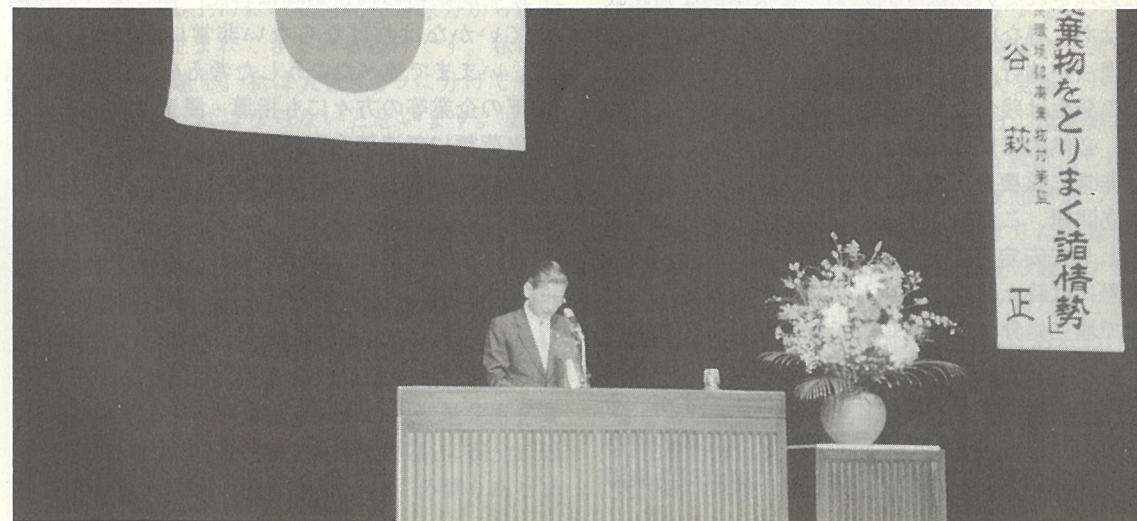
世界に目を広げてみると、1992年（平成4年）6月にブラジルで開催された環境と開発に関する国

連会議、いわゆる地球サミットを契機として、将来の世代に良好な環境を残すために環境に負荷の少ない社会づくりを進めようとする国際的な認識が生まれ、さまざまな分野で取り組みが強化されようとしております。この地球サミットでは、持続可能な開発という基本理念のもと21世紀に向けた国と個人の行動原則を定める環境と開発に関する「リオ宣言」と、国際的な行動計画を定めた「アジェンダ21」が採択されています。「アジェンダ21」は21世紀に向けた課題という意味ですが、本県でも「アジェンダ21」の主旨を踏まえて昨年12月に地域と地球環境の保全を図るべく、計画的かつ総合的に取り組むための具体的な行動計画「あいちアジェンダ21」を策定いたしました。これは県民・事業者・行政が一体となり、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境の負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する「あいち環境共生社会」を形成していくというものです。また「アジェンダ21」には、地球市民としての21の行動指針が示されておりますが、その最初の4つが廃棄物関係です。今後、この行動指針に基づき、廃棄物の適正処理はもとより廃棄物の排出抑制と再生利用の推進を含む環境保全策の総合的な展開を図っていくこととしております。

さらに、地球環境の保全対策の推進という国際的な潮流の中での我が国におけるもう一つの動きとしては、公害対策基本法に替えて環境基本法が成立したことです。従来の公害対策基本法は、公害対策の総合的な推進を図ることを目的として制定され、環境基準が定められていました。これに基づき、大気汚染防止法や水質汚濁防止法など各種法令による排出抑制がなされてきました。幸い、皆様方のご努力により環境基準の達成については大きく前進してきましたが、生活排水による中小都市河川の汚濁、自動車排ガスによる都市部の大気汚染、廃棄物問題など生活型・都市型といわれる環境問題は依然として未解決の状況です。さらに高度経済成長などを背景に、物質文明がかなり先行し、環境資源の保護、特に地球という限られ

た中での環境がおろそかにされてきた結果、地球温暖化問題、オゾン層の破壊や酸性雨による森林の枯死といった新たな問題が噴出してきました。環境基本法の主旨はこの流れを背景に、将来にわたり国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉貢献することを目的とし、社会経済や国民の生活様式の在り方を含め、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに替え、恵み豊かな自然環境を国境を越え、時代を越えて継承していく必要性を謳っています。そのために国、地方公共団体、事業者、国民の責務を規定されております。この法律は、あくまでも現世代が成すべき理念を謳ったものですが、将来の世代に良好な環境を引き継がねばならないという地球環境の保全、資源の保護が叫ばれている中、誠に意義深い法律であると思います。本県においても、環境基本法の主旨を踏まえ、新たな環境問題に対して積極的に対応するため、環境の保全についての基本理念、責務及び施策の基本的な方向を定めた「愛知県環境基本条例」を本年2月に制定し、4月に施行したところです。今後はこの条例に基づき、環境保全施策の総合的・計画的な推進を図るため、環境保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示す環境基本計画を策定することとしております。

次に、廃棄物処理にかかる処理コスト負担の問題については「第五次処理計画」で指摘していますが、産業廃棄物の処理についてのコスト意識は残念ながら十分とはいえず、排出者の皆さんの関心は質の高い処理というよりも、値段のみに向かう傾向が見受けられることです。一部の排出事業者のコスト第一主義、一部の処理業者のモラルの低さといった要因の具体的な行動の結果、過去に多くの環境問題を引き起こしてきたことが産業廃棄物の処理全体に対する不信感を固定させ、埋立処分場建設にあたっての地域住民の同意を非常に困難にした面は否めないところです。このような行動を起こす者が業界のほんの一部であっても、その社会的インパクトは非常に大きく、産業廃棄物の処理全体に対するイメージを低下させていると思います。厚生省が平成5年9月に発表した全国の実態調査結果を見ると、不法投棄の実行者は無許可業者が43%、排出事業者が36%占めています。排出事業者において適正処理や適正な委託が行われていないという実態が浮き彫りにされております。不法投棄の動機としては、投棄者の営利優先、排出事業者の無責任な委託といった処理コスト問題が背景となっている結果が出ています。企業は自社製品が他社に打ち勝つため、性能、価格、デザイン等で優位に立たねばな

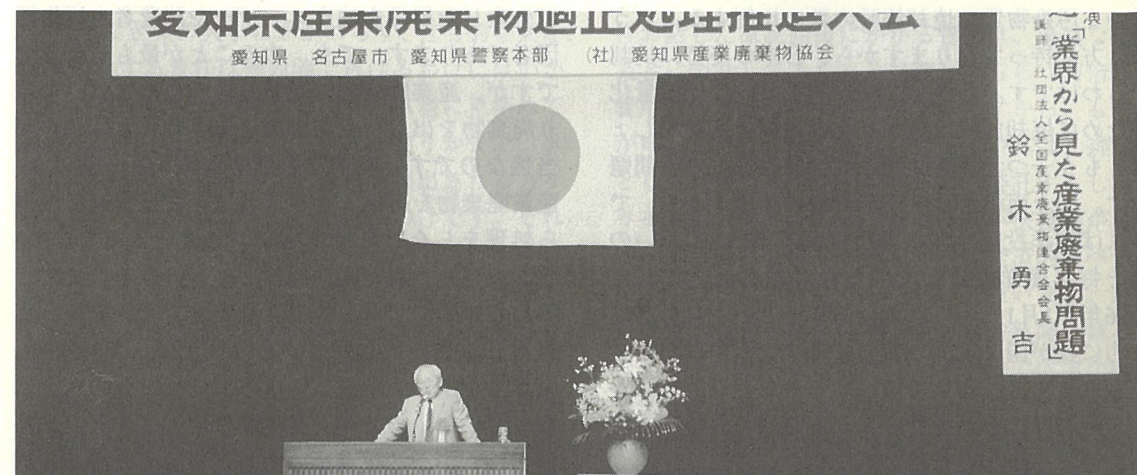


らないので、生産現場での原価に対する考えは非常に厳しい。つまり、利益に寄与しない捨てる物への費用の負担はできる限り圧縮したいという考えが、不適正処理に走る原因になっているのではないかと考える次第です。私どもが非常に手を焼いており、苦情が最も多い事例が野焼きです。廃棄物処理法では、廃棄物を焼却するには焼却設備を用いて焼却することが規定されていますが、処分費用を浮かすため、野焼きが後を絶ちません。野焼きの主な廃棄物は家屋の解体廃棄物、すなわち建設木くずやプラスチック等です。廃棄物の処理費を含む解体費用そのものが、非常に安く、適正に処理していたらとてもペイできないという常習者の話を聞きますが、理由がどうであれ、地域住民の生活環境の保全に支障を来すような不正行為には厳しい措置をしていく考えでおります。産業廃棄物は事業活動に伴い必ず発生する物であり、減量化・再生利用や適正なコスト負担による適正処理の確保を図ることが事業活動の進展にとって大きく寄与すると信じて疑わないところです。

ここ数年、景気回復のために各種の規制緩和が言われていますが、なぜ廃棄物処理法は規制が強化されたのか考えてみたいと思います。普通、法律は化学物質など新たな環境汚染問題を生ずるような物質の規制はともかく、法が順守され、適正に処理されていれば今回のような抜本的な強化改正はあり得ないのであります。昭和46年に廃棄物処理法が施行されて以来、不法投棄など不適正処理の発生は残念ながらあまり改善されていないから、必然的に規制強化せざるを得ない。このことは非常に重要な問題です。例えば安定型5品目の埋立問題、これらは本来、環境汚染を来さない物質として安定型処分場に埋立てられています、実際には時々問題が発生しています。安定型処分場で埋立処分する場合には、安定型以外の廃棄物が混入しないよう必要な措置を講ずることとされており、注意すればカバーできるはずですが、それができていません。プラスチックや金属の容器に内容物が残っていたり、付着していれば汚染源

になるわけで、他の汚染物が分離不可分の形で混入していると厳密には安定型物質といえません。管理型処分場で埋立てる必要があるわけです。シュレッダーダストが管理型に指定されたことは記憶に新しいところです。排出事業者が自社の責任で埋立てる場合には、このあたりに十分な気配りをすると思うわけですが、処理業者の方々に委託する場合、はたして同様の配慮をしているかどうか心もとないのではないと思う次第です。排出事業者の方と処理業者の方がお互いに協力し、努力し、住民に信頼される処理処分をしていくことが是非とも必要です。産業廃棄物の適正処理は地域環境の保全のためばかりでなく、地球環境の保全にも大きなファクターになっています。ロンドン条約に基づく海洋投棄等の禁止、バーゼル条約の国内実施法「特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律」や廃棄物処理法における廃棄物の輸出入の規制の施行など、地球環境を保全するための大きな潮流にもまれて産業廃棄物を取り巻く情勢は今後さらに一層厳しいものになると考えられます。こうした国際的な荒波を乗り越えるためだけでなく、地球環境を保全する大命題に対処するため、排出事業者や処理業者の方々が基本的責務、すなわち足元での適正処理をそれぞれの立場で全うしていただくことが何よりも大切です。

産業廃棄物の適正処理は官民一体となって推進していかなければならない非常に重要な課題です。いままで述べたこうした考えに従業員の方々、傘下の企業等の方々にも指導・浸透され、工業製品出荷額17年連続全国第1位という本県の輝かしい実績の背景となっております技術力やご努力を、廃棄物の適正処理の分野においても発揮していただき、全国の模範となっていいただきますよう心からお願い申し上げる次第です。



『業界から見た産業廃棄物問題』

社団法人全国産業廃棄物連合会会長 鈴木勇吉
私たちの出す廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれています。あまりにたくさんの廃棄物が出てくるため、処理するということが必要でありながら難しいわけです。日本は昭和30年代から50年代にかけてGNPがぐっと伸び、経済活動が非常に盛んになってきました。その過程で廃棄物が出てきたわけですが、たかがゴミのためにお金をかけたくないという形で一気に経済大国に駆け上がってきた。そのことが今、廃棄物にお金をかけないできたことが、処分場あるいは中間処理場を設置する上において国民の皆様方から反対される状況が生まれてきているわけです。私は廃棄物処理の問題を、私は大きく2つに分けて今後考えていかなければならないと思います。まず、当面どのような対策を立てていくべきであるか。それから中長期的に、廃棄物処理の問題をどのように俯瞰して組み立てていくべきであるかを考えていく必要があると思います。

当面の問題は、大量に出ている産業廃棄物の処理を適正にすること。環境汚染は進んでいるわけですから、やはり必要な施設はつくっていかねばなりません。廃棄物そのものの減量化も必要でしょう。出した廃棄物の中身が容易に安全に処理できるような技術をめざしていく必要もありま

す。再資源化問題についてはいろいろな条件が必要ですが、何よりもリサイクルをした物の需要がなければ、リサイクルを民間企業で進めることはできないわけです。行政とか産業ということではなく、やはり需要をみんなで喚起していく必要があるでしょう。そういう時代にもう来ていると思います。そのことをどうするのかを当面、懸命に考えていかなければならないでしょう。

廃棄物処理の問題ですが、廃棄物処理法により分けられた19種類の産業廃棄物を適正に処理するための施設が必要です。日本は国土面積が少なくアメリカと比較すると25分の1しかありません。しかも非常に山間部が多く平野部が少ない、気候は温暖多湿。そういう意味では、廃棄物を適正に処理する条件だけを考えますと、大変難しい。アメリカあたりは面積がありますから、埋立処分が主体です。日本の場合はどうしても減量化したり、中間処理を経てリサイクル等を一生懸命進めないと、廃棄物を最終処分するにはあまりにも量が多過ぎるわけです。ですから焼却施設の数はいくらでもはるかに多い。ドイツあたりと比較すると、20倍以上の焼却施設が日本にあるわけで、中間処理を経なければ減量化ができないという実態があります。もっともドイツの場合、焼却施設の設置自体に大変批判を持っています。いかに大気汚染の基準値を高くして抑えても、大気に散っ

ていく汚染物質は焼却施設の数に比例するという考え方を持っておりますから、日本の姿勢に批判するわけです。しかし、我が国においては減量化のために焼却施設は欠かせない方向でありましょう。もう一つ大きな問題は、海洋投棄という問題です。国土面積が狭い四辺が海の国ですから、できれば海洋投棄していききたい。年間150tくらいの量を毎年海洋投棄しているわけですが、これも1996年の1月1日から原則全面禁止というロンドン条約に我が国は批准しております。海洋投棄を禁止されますと、陸上で処理せざるを得ない。しかし、陸上ではそれを受け入れるだけの力を持っているかどうかとの問題もあります。

少し話を変えますが、廃棄物が不法に投棄される。不適正な処理をされてしまう。どうしてそういうことが起こるのか。主な理由はコストの問題であります。廃棄物処理にお金をできる限りかけたくない。いわば廃棄物の処理費というのは、外部不経済という位置づけであります。中には雑費などという項目の中で、できるだけ廃棄物の処理費を削って、少ないコストしか当てないという考え方がまだ根強く残っているようです。欧米など先進各国では、廃棄物にかかるコストは当然ながら生産費用の中に内部化されているということが当たり前になっています。日本もこれに大きく近づかなければならない。外部不経済ではなく、生産の中にそのコストを入れてしまう。人件費とそんなに変わらないわけです。そういう考え方があれば、当然、適正処理するためのコスト費用は、そのためにこそ使われることになります。そのあたりが我が国ではなかなか根づいておりません。P.P.P（汚染源者負担の原則）は排出企業が汚染原因者であるならば、それに対してペイでありますから、経済的な負担をするんだということです。もちろん、汚染原因者がなにも生産をする企業だけであることはありません。その企業



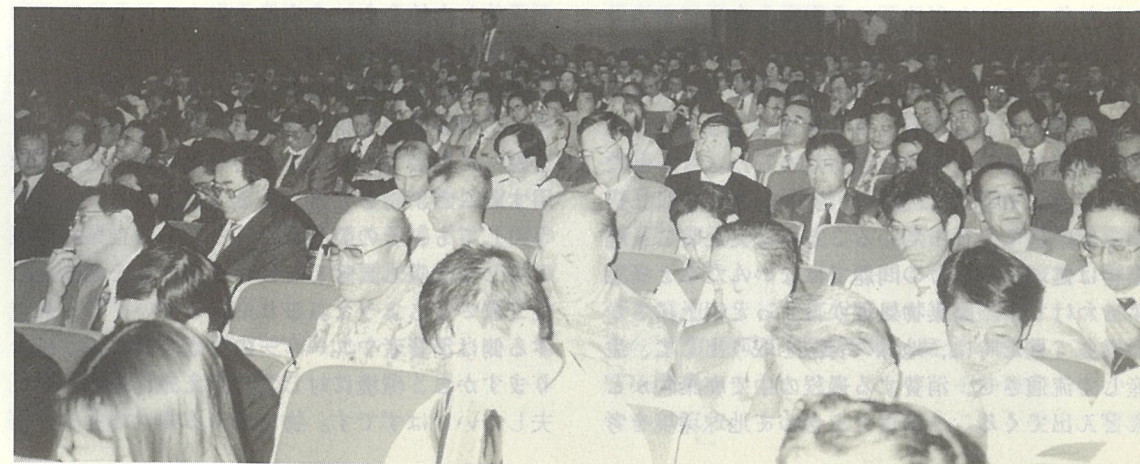
が生産した製品を使うユーザーや消費者も汚染原因者であります。でも、次のことが最も重要なのですが、産業廃棄物の適正処理のためには、やはり廃棄物を出した企業が責任をきちんと持つのが当然なのです。廃棄物処理法の第3条を見ても、産業廃棄物を排出した事業者は、責任を持って自ら処理をしなければならないと書いてあります。残念ながら、我が国の制度というのはそこまで終わりなんです。排出者は自分で責任を持って処理しなさい。しかし、その後ができていない。廃棄物を出した結果に対する責任まで今の制度はなっていないのです。具体的に申しますと、ある者（社）が不法投棄をいたします。そうすると行為者は刑事上・民事上の罰を受けるわけです。しかしながら、不法投棄をした者のほとんどがその土地の原状回復をする経済的な能力がない。今の制度で不法に投棄された廃棄物を、誰が原状回復するのかという規定がないのです。そんなことはない、当該自治体が片付ければいいという意見が出るかも知れませんが、実はそうっていないわけです。なぜなら、廃棄物を出した企業が自ら処理するとなっているわけですから。でもなぜ廃棄物を出した企業に結果責任を負わすことができない、あるいは負わすようになっていないのか。問題はそこにあります。規制緩和が叫ばれておりますが、逆に廃棄物処理においては一番肝心の規制が抜けていると思わざるを得ないわけです。環境は、大気も水も国土も含めてすべて国全体のものであり、国民のものであります。その環境に対して何らかの形で汚染原因をつくった者は、環境に対する責任イコール国や国民に対する責任として、原状回復をしなくてはいけない。実は私は、随分前からそういう主張を国の委員会等で繰り返してきているわけです。この点が欠落しているのは、先進国の中でおそらく日本だけだろうと思います。そのことが不法投棄や不適正処理を発生させている原因になっている。なぜなら、排出企業側は委託契約・自由契約の原則からいって建前的には確かに責任がないことになるかもしれませ

ん。でも、企業の大小にかかわらず、社会的な責任、環境に対する責任は建前論で逃げるわけにはいかない。委託をした処理業者の質を本当に見極めて最終処分が適正になされているかどうかまで、きちんと確認をするくらいの義務を排出される方々に是非持っていただきたいと思うわけです。それは決して安いコストでこそそと来て、引き受けますよというような企業に委託をすることが今まであまりにも多過ぎた。あるいは、排出事業者自身がどこかに不法投棄をするということが。

適正処理を進めようとしてつくる立派な処分場はコストがかかるわけです。一定度の処理費用が必要なのは当たり前なんです。委託をしている企業ならば、自分の代わりに処理業者代理で行わせていることですから、かかるコストはきちんと払うべき。それが行われていない。もちろん全部行われていないわけではありませんが、その影の部分で不法投棄・不適正処理が廃棄物処理法ができてから20何年相変わらず行われているならば、どんなに口を酸っぱくして適正処理をやりましょと並べてみても解決しないわけです。私が申し上げたいのは、廃棄物を出す排出企業は環境に対する社会的責任として、処理業者に委託する場合に結果責任を持つという基本に返って、廃棄物の処理の委託を是非お願いしたい。そのことは何も制度の中に入れられなくても、なるべきです。先

程お話しした原状回復にかかる費用は、優良な処理業者に委託してきちんと処理してもらおう何倍もの費用、経済的負担になります。ですから、もし私が申し上げたような制度になっていけば、排出側としては優良な処理業者を選んで委託するしかありません。もし、そうでなくても不法投棄が見つかれば、それに対する原状回復の経済的なペナルティー、負担をせざるを得ないと思います。あるいは排出企業の固有名詞がテレビや新聞に載ることになると、どんなにコマーシャルで何億かけて宣伝した企業であっても、たちまち悪い影響を得ることになります。そういうリスクを制度の中でのける必要がある。制度でつくらなくても排出企業がきちんと優良な処理業者に委託をする、私達も適正処理をしていくという姿勢を、早く全体でつくっていく必要があります。これは排出企業側だけの問題ではなく、処理業者の質の問題も当然問われることになります。

私たち連合会は全国47都道府県に組織を持っており、46都道府県の組織は社団法人化し公益法人をつくっています。約12,000社の会員を擁しています。しかし、実際は許可業者だけでも45,000社くらいの処理業者があり、アウトサイダーがたくさんいるわけです。そして、許可の件数は全国で大体74,000くらい出ています。この数には複数の許可を取っている処理業者がたくさん入っていま

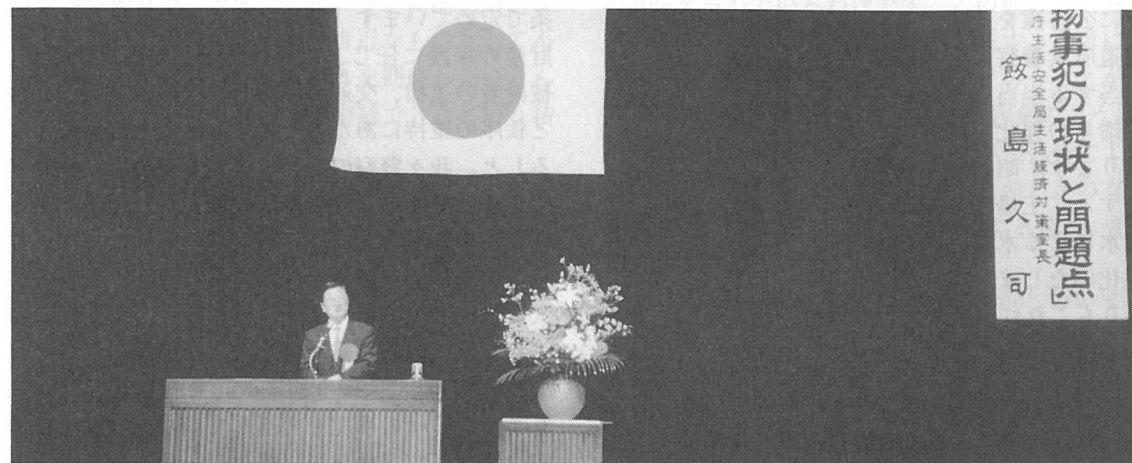


すが、それでもアウトサイダーが非常に多い。ここで一番問題になるのが、収集運搬業という許可の数が全体の90%と少しあることです。処分場が不足し、中間処理場がまだまだ必要だという状況の中で、収集運搬業の数が多いということは、もう市場原理でどうしても処理業者自身が足の引っ張り合ってしまう。処理料金を安く提示してしまい、苦しまぎれに不法投棄をする者が中に出てこないとは限らないわけです。また、収集運搬業は主たる業務を別にお持ちになって、必要があって収集運搬業の許可を取っておられる方がたくさんいます。日常、産業廃棄物の収集運搬を扱っているとは限らないのであります。一概には言えませんが、このままどんどん収集運搬業の許可だけが増えていって、それで果たして適正処理との問題がどう関連してくるかなと業界の立場で考えざるを得ない。少なくとも私たちの協会に入っている業者は、資質の向上を行っているわけです。胸を張って言えるかどうかわかりませんが、少なくとも会員については、適正処理を進めていただいていると思っております。そういう処理業者を排出側の皆さんにはお選び願いたい。いずれにしても現行の廃棄物処理法は、近いうちに大改正を迎えることだろうと思います。その際に、不法投棄された廃棄物の原状回復をどうするかということからこの制度の見直しをした場合には、排出事業者に対する具体的な原状回復のための結果責任をやはり負っていただくという方向も含めていろいろな面で制度の仕組みが変わっていく可能性があると思います。

私は最近、外国に行くことがありまして、地球環境問題に取り組む機会がありました。今、私たちが日常このように豊富な物資を粗末に取り扱い、使い捨てを行っていることを考えた時に、廃棄物は処理するだけの問題ではないんだと痛感するわけです。廃棄物処理からずっと川上にさかのぼって見た時に、地球の資源を取り出して、生産して流通させ、消費する過程の中で廃棄物がどんどん出てくる。このことを含めて地球環境を考

えた場合、子孫に対して本当に私たちは資源を残す努力をしているのか疑問に思います。アメリカのインディアンのことわざに「自然は子孫からの借り物である」というのがあります。自然というのは子孫に残していかなければならないわけです。現代の私たちは、子孫の手にするべき資源まで掘り起こして無駄に使っている。私たち国民一人一人がどんなに資源を無駄にしているか、政治や消費生活も含めて日本人は本当にここで考えなければならぬ岐路に突き当たっています。日本は自由経済化の中で成長してきましたが、非常に保護された産業がある意味の経済規制の中で生きてきました。世界から今その保護を取り去るよう指摘されていますが、その規制をいきなり取り外されてしまうと、今のように非常にがたついてしまう。しかし、早くそれを消化する方向に行かなければならないと考えております。人口問題もそうです。今、世界人口は56億といわれていますが40年後には100億になるということです。地球で人類が生存する可能性は80億、100億を超えたら人類が生きていられるかわからない。これは地球サミットで著名な生物学者たちの発言です。この問題と資源の問題。他の生物が毎年絶滅していつて、人類だけが増えていく。どうやって子孫を繁栄させて残していくかを考えたら、目先の問題だけに取り組んでいる現実を厳しくとらえ、意識を変えていかなければならない。

成熟した社会をつくること。このことは廃棄物を適正に処理する社会をつくることと平行した考え方だと思います。成熟した社会とは、コマーシャルに飛びついて物を無定見に買ってしまう習慣を脱した社会であります。物を見極めきちんと利用すること、物を大事にすること。ある製品を買うにしても、その製品をつくっている企業は環境に対して配慮し貢献しているか、それを見極めた上で買いましょう。これを行っていくと、製造する側は消費者やユーザーの意識を図るようになりますから、環境に対しての考え方、進め方を工夫していくはず。物をつくる側、消費する側



もそういう考えを高めていく必要があると思います。環境問題は、私たち一人一人の問題であり、全体の問題でもあります。

環境基本法が昨年11月に成立しました。それ以前からあった公害対策基本法などの法律は、公害対策を立てなくては行けない、なくさないといけないという発想の中でつくられてきたように思われます。廃棄物処理法もその一環の中でつくられてきた。公害問題や廃棄物問題など一部の現象をとらえるのではなく、環境を土台に据えて、グローバルな視点から総体的に環境各法の実定法の見直しをする必要がある。廃棄物処理法も、基本的に見直しをして実態に則した形で改正していく必要があると考えているわけです。私たちは産業廃棄物処理業界の立場を考えるだけでなく、生産側、排出側の皆さん方、そして一番ご苦労されている行政の皆さん方と意見を交換し確認しながら、全体を前進させていく必要があろうと痛感しています。国の制度についても、縦割りではなく、省益ではなく、国全体を見渡した中で廃棄物処理が行われないといけない。制度をつくる場では、国の関係機関でよく検討し合っ、国民の健康や国の発展などすべてを協議し進めていただかないといけない。私も大変微力ではありますが、そういう場に身を置き意見を述べてまいりたいと思っているわけです。

一人でも多くの国民が環境問題、廃棄物の問題、私たちの生活の意識の問題をみんなで考えながら、少しでも心に留めながら、先へ私たちの子孫に少しでも良い贈り物をするために生きてまいりたいと私は思います。

『廃棄物事犯の現状と問題点』

警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長
飯島久司

今回は演題に沿って3点にわたりお話をさせていただきます。1番目が「環境事犯に対する警察の取締りの基本的な考え方」、2番目は「昨年中の産業廃棄物事犯の概要とその問題点について」、3番目に「環境事犯に対する警察の取締り方針と関係者の皆様への要望」の順です。

「環境事犯に対する警察の取締りの基本的な考え方」

我が国の環境問題の動向とそれに対する警察の取り組みについて簡単にご説明します。昭和30年代後半から、日本は高度経済成長が始まり、経済の発展とともに環境汚染や自然破壊が進み、四日市ぜんそくや水俣病など全国的に公害問題が深刻化してきたわけです。このような状況に対して国は、昭和42年に公害対策基本法を制定し、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭を典型七公害として、その解決に向かったわけです。もちろん、警察もこれを受けて警察

物事犯の現状と問題点
警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長
飯島久司

庁に公害課を新設、また主な都道府県警察に公害取締りを担当する担当課を新設させて取締りの強化を図ったわけがあります。昭和50年代に入りますと、工場から排出される汚水による水質汚濁が大変問題化いたしました、警察の取締りもこれに集中し、行政指導や住民運動、もちろん排出企業の自助努力もあり昭和60年代には水質汚濁はもちろん、先程述べた典型七公害がそれぞれ鎮静化したわけです。警察もこのような推移を受けて公害課を発展させる形で一般市民生活に密着した各種事犯の取締りを担当する生活経済課を警察庁や主な都道府県警察に設置しました。その後、日本の経済活動はますます進展し、事業活動の活発化に伴いまして排出される産業廃棄物が増加し、合わせて産業廃棄物処理事犯が増加してきたわけです。ここ数年は環境事犯の90%以上をこの廃棄物処理法違反事件が占めるようになってきました。現在これらの事犯への取締りを強化しているという状況です。

以上のような経過で現在に至っているわけですが、環境事犯に対する警察の取締りの基本的な考え方を説明いたします。我が国は憲法25条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として国民の権利を保障しているわけです。残念ながら戦後の復興において経済成長ありきということで、環境問題を正面から取り組んできた法律というのはつい最近までありませんでした。世界的に環境問題が広がってきたことや国内の環境問題に対する認識が高まってきて、ようやく平成5年11月に国として基本的な環境政策をまとめた環境基本法が制定されました。この法律では環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とすると。目的が明確化されたわけであります。このことは警察法の2



条で定めています「警察は個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持にあたることをもってその責務とする」と。我々警察の任務・責務を定めているわけですが、まさにゴミの不法投棄とか、違法な産業廃棄物の処理など、この種の環境事犯から国民の生命、身体及び財産を保護することが、警察の重大な責務なのであります。警察庁としても、このような環境問題の重要性を大きな要因の一つとして、昨年7月に大幅な組織改正を行いました。これまでこの種の事犯を担当していた保安部を生活安全局として部から局に格上し、担当課を生活安全課という名称に変更しまして一般市民の生活に密着した生活環境問題をより重要視し、取締りを強化していくという方針を打ち出したわけであり

ます。この取り組みは、昨年暮れに国民の生活安全に関する世論調査を全国で無差別に3,000人の方からご解答いただいた結果、国民の皆さんにご支持いただいているのではないかと考えております。その内容を申し上げますと、「最近5年間にあなたもしくはあなたの家族が何らかの犯罪の被害に遭われましたか」に対して31%の方が被害に遭ったとお答えがありました。この方々に「それはどのような犯罪ですか」という問いに対して第1番目がオートバイや自転車の盗難など、いわゆる乗り物等と呼んでいるその種の犯罪で19%ありました。第2番目がゴミの不法投棄など環境を汚染する行為という回答が7.5%でした。さらに、「あなたの住んでいる地域で今後何らかの犯罪の不安を感じますか」という質問に対して、何らかの犯罪への不安を感じると回答された方が63%ありました。日本の安全神話が崩れているとマスコミ等でご指摘を受けるわけですが、まさに結果に出ておりまして、警察としましては非常に残念で力不足を感じているわけです。この63%の方々に、「どんな犯罪に不安を感じますか」と質問したところ、先程の回答の通り1番目が乗り物等で33%、2番目

が環境汚染行為で21%でした。まさに国民の一人一人が環境を汚染する犯罪を身近なものとして不安に感じ、私たち警察に取締りを期待しているんだな、ということを再認識、確認できたという結果でした。

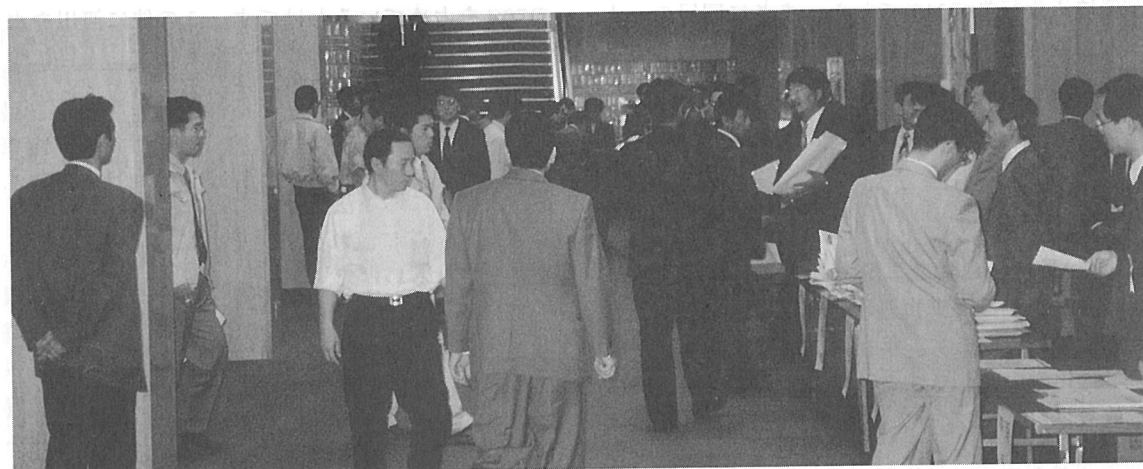
「昨年中の産業廃棄物事犯の概要と

その問題点について」

続いて2番目のお話をご説明します。昨年、産業廃棄物にかかる廃棄物処理法違反は965件、1,151人を検挙しています。年々増加傾向にあり、平成元年に比較いたしますと、件数では1.27倍、検挙人数では1.2倍となっております。違反の形態はと申しますと、一番多いのが委託基準違反で438件、全体の45%を占めています。次に不法投棄で349件、全体の36%であります。3番目が無許可処分で161件、全体の17%となっています。この3つの違反形態で98%を占めています。不法投棄の中では、有害産業廃棄物、いわゆる特別管理産業廃棄物が16件。平成3年以降、最高の数字です。このような実態から、廃棄物を排出する業者の方々の意識が低いということがいえると思います。また、相変わらず無許可業者の横行も目に付くという現状です。それでは、どれくらいの量が不法処分されているかをこれらの事件からの推測してみると、昨年は約111万トンに上ると推定しています。平成3年の厚生省の調査では、全体の産業廃棄物の排出量は約4億トン近い数字ですので全体の360分の1ぐらいという数字になっています。この111万トンの種類を見ますと、木くずが約93万トンで全体の84%、汚泥が9万9千トン、廃プラが約5万トン、廃油が約1万トンという推計になりました。不法処分される産業廃棄物は、残念ながら建設に関する物がほとんどということをご理解いただきたいと思います。排出源では、やはり建設業が約89万4千トンで全体の80%を占めています。次に木材製造業が約4万2千トン。まさに建設業からの排出が突出している状況です。不法処分の場所はというと、一番多かったものが山林原野で全体の61%、次に道路空き地が10%。この2つで全体

の70%を占めているわけです。この他に河川や水田、畑、空き地造成地などがあります。人目につかない場所に不法処分されているということがわかりますが、「上流化現象」という言葉のように、まさに山の奥へ奥へ入っていき、不法処分による汚染問題とこの不法処分した物から何らかの有害物質が水源等流れ出て、それによる第2次被害が懸念されるわけです。

では不法投棄は誰がしているのかといいますと、不法投棄349件中が一番多いのが事業者で67%、次に無許可業者で29%、残念なことに許可業者も3.7%ありました。不法投棄を行う原因はというと、処理経費の節減目的が一番多く約44.7%。最初から不法投棄を行うつもりだったという答えが30%となっています。残念ながら、安ければ何でもいいという考えが多い。不法投棄が増加している原因は、排出量に見合った最終処分場の絶対量が不足していることが最大の要因だろうと思います。この他に適正処理に対する意識が薄いことも上げられます。排出事業者関係の方にかかる不法投棄の原因で、よく捜査の現場から、自分としてはちゃんと請負業者に指示しているのだけれど、ということを経営の方に言い訳をする業者がけっこう多い。ところが、そういう業者の方を警察の方で取締りますと、すべて下請け業者に任せているので自分は不法に投棄したなんてことは知らない、と逃げを打つ建設業者の方もまああるとの報告を現場から受けております。建設業法では、一括下請けを禁止しておりまして、県の方の建築行政にはしっかり指導しているといいながら、警察の調べには自分は知らない。丸投げしてお任せしているから私は知りません、責任ありませんという言い訳がある。これは非常に由々しき問題ではないかと感じています。このような状況から今後続くようであれば、警察庁といたしましても、産業廃棄物の不適正処理問題を通じてこの丸投げ問題を提起していかなくてはならないと考えています。悪質な事犯については元請業者の方々まで捜査によって何らかの共謀関係を立証



し、元請の皆さん方まで検挙することを覚悟しなくてはならないと考えています。

検挙事件から見た問題点について4点ご説明したいと思います。1点目は、不法処分の方法が非常に巧妙化・悪質化していることです。手口としては、夜間や早朝に不法投棄をする、無許可処分場の周囲に見張りを立てて警察の取締りや付近の住民の方もしくは行政の方を見張っている。また、不法投棄をした後に土砂等をかぶせて隠蔽工作したり、人里離れた山間部に不法投棄する。さらに悪質なものは、マニフェストや処分許可証などの偽造までする事犯が増えています。2点目は、新たな手口、広域にわたる産業廃棄物事件が目立ってきている。医療廃棄物に着目した新しい形態の詐欺及び廃棄物事犯、無許可業者による広域にわたる産業廃棄物処理事件等が発生しています。3点目に産業廃棄物の適正処理に対する意識が薄いということ。これは委託基準違反が多いこと、不法投棄や無許可処分が後を絶たないことからわかります。4点目は、暴力団関係者の産業廃棄物への介入が目立っていることが上げられます。産業廃棄物事件への暴力団の介入が年々増加しており、昨年は49件104名を検挙しています。平成2年の約5倍という数字になっています。どうして暴力団の介入が多くなってきたかを考えますと、比較的資本が小さくて簡単にはじめることがで

き、しかも不法行為に高い利益を出すことができるというこの処理業界に着目して、暴力団自らこの業界に参入するもしくはフロント企業として手を出さしめているのではないかが原因として上げられています。片方で暴対法が施行されて、資金源が非常に苦しくなっていることも暴力団側の理由になるのではと考えています。以上4点程、問題点についてご説明しました。

「環境事犯に対する警察の取り締まり方針と関係者の皆様への要望」

最後に3番目の話をしたいと思います。警察は多々ある産業廃棄物事犯の内、何を重点に取締りをしているかという点をご説明します。一言で申し上げて“悪質な事犯が私たち警察の取締りの重点であります。”では何を警察は悪質と考えているのかというと、次のようなものを悪質と考えています。組織的・計画的なもの、暴力団が介在するもの、国民の健康を直接脅かす有害物質にかかるもの、行政指導を無視して行われるもの、排出事業者の悪質な委託基準違反というようなものを悪質事犯と考えています。排出事業者の悪質な委託基準違反について一言だけ付言させていただきます。これについては、これまでも排出側の責任が大きいの、書類送致で罰金だけで済むという今までの取締り処分というものがありました。産業廃棄物事犯の大きな根本は、排出する側の意識

の問題ということです。出す方の責任をもっと明確に問わなければいけないと考えています。違反を何回も繰り返して処理業者の方々をコストで泣かせているようなより悪質な排出事業者は、身柄を取り逮捕して徹底的に取り調べをし、その悪質性を国民の皆さん、県民の皆さんに明らかにしていかなければならないとも考えています。そういう意味では今、私たちの方から各都道府県警察に悪質事犯の中でも特にこの点を十分含めてやってほしいというお願いをしているところです。当愛知県警察においても、先般2名の悪質な排出事業者を身柄を取って検挙し、対応していただいているところであります。私たちの方は、悪質な廃棄物事犯を今後とも徹底的に検挙し、市民生活の安全、安心して住める街づくりに貢献していきたいと考えているわけです。

本日ここにお見えになっている皆さん方に、お願いをいくつかさせていただき話を締めくくらせていただきます。最初に、私たち警察をはじめ関係行政機関との緊密な連携をぜひお願いしたいと思います。平成5年来から中央に、各府県におきましても、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置をお願いしています。現在、45の都道府県において協議会ができています。愛知県でも昨年6月に設置していただき、このように活発に活動していただいているわけです。今後この協議会をどのように運営していくかという問題もあります。そういう意味でも、ますます皆さん方からも警察や関係行政機関との大事な接点ということで、私たちや行政側からの働きかけだけでなく、皆さんがいろんなこと警察や関係行政機関に話ができる、要望できるような場にさせていただき、一層活発なものにしていただきたいと思います。次に、悪質な業者に関する情報がありましたら、ぜひ最寄りの警察署、県警にお寄せいただきたいと思います。私たちではわからない違反、悪質なものが関係業界の皆さん方にはかなりわかってられると思います。業界全体の向上のためにも、県民の皆さん方、名古屋市民の皆さん方の健康な生活にも

つながります。悪質なものについてはビシビシ取締っていきたいと思いますので、ぜひご協力をお願いします。先程も述べたように、処理業界への暴力団の参入が非常に懸念されるわけです。ぜひこの業界から暴力団の排除運動を活発化させていただきたいと思います。暴力団関係ではへたなことをしてはという心配もあるかと思いますが、この点につきましては刑事関係と私たちと密接な協力をして暴力団対策に立ち向かっていますし、暴対法もつくりましたのでどうかご心配なく。排出事業者の皆さん方には廃棄物の最終処理まで、ぜひ目を光らせていただきたいと思います。まさに皆さん方の取り組みというのが、産廃問題を改善するかどうかの大きなウエイトを占めているものと考えています。ぜひ目を光らせていただいて、不適正処理がなくなるよう取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、私がふだんから感じていることですが、私たちの先祖から受け継いだこの日本という美しい国土、安全な地域社会というものを私たちの世代で悪化させてはいけません。産業廃棄物問題も然りだろうと思います。今、私たちがしっかりと手を携えて取り組んでいき、子供たちや子孫に美しい国土、安全で住みやすい地域というものを引き継いでいかなければならない。それが私たちの責務かなと常々感じています。そういう思いをぜひ皆さん方にも持っていただき、愛知県における産業廃棄物処理が適正に行われ、県民の生活環境がより一層向上されますことを祈念いたします。

記念講演後は、当協会適正処理委員長の新美副会長より大会宣言が出され、満場一致で採択されました。参加者に多くのインパクトを残した本大会の実施によって、愛知県が官民一体となった産業廃棄物の適正処理推進を行うことを全国に宣言したといえるでしょう。

●大会宣言

近年、私たちの生活は大量消費経済社会の到来によって、物・質・量ともに豊かになりましたが、これらを支える産業活動に伴って排出される産業廃棄物はますます増大するとともに、多様化が進んでいます。

一方、都市化の進展や不法投棄等の不適正処理に起因する環境汚染による地域住民の不信感等を背景として、最終処分場の確保が難しくなっているなど、産業廃棄物に関する様々な問題が生じ、その適正処理が一層強く求められています。

本日、この大会に参加した私たちは、青い空や海、緑の森など豊かな自然にはぐくまれてきたかけがえのない地球を将来の世代に引き継ぐため、積極的に環境保全に取り組まねばならないとの共通の認識のもとに、減量化と再生利用を含む産業廃棄物の適正な処理の推進に努めることを、ここに宣言します。

平成7年5月24日

愛知県産業廃棄物適正処理推進大会



行政ニュース

平成7年度名古屋市産業廃棄物関連予算と施策

名古屋市環境事業局廃棄物指導課

名古屋市の本年度予算は、重要問題として従来より取り組んできましたごみ問題や駐車対策、住宅問題といった都市問題の解決に積極的に取り組むとともに、阪神大震災を貴重な教訓として震災対策を一層強化し、災害に強いまちづくりを推進します。また、高齢化や国際化、地球環境問題に的確に対応し「住みたくなるまち名古屋」の建設をめざしています。

廃棄物関連では各種事業のうち、粗大ごみの各戸収集の推進、清掃工場の建設を推進し施設の拡充を図り、また、一般廃棄物の多量排出事業者の指導監督により減量及びリサイクルをより推進します。

さらに産業廃棄物の多量排出事業者より提出された「産業廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の減量化・資源化の推進を中心に事業者への指導を行っていきます。

さて、産業廃棄物処理の指導に要する事務経費の予算は、約1,860万円ですが、施策としては改正法の普及、徹底を図ること並びに排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化・資源化について指導監督を更に強化していくことにしています。

また、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づき、産業廃棄物の処理施設の整備の促進と健全な業者の育成を目的として設立された（財）産業廃棄物処理事業振興財団に昨年に引き続き600万円を拠出します。

本市の具体的施策は次のとおりです。

1 適正処理の確保

(1) 監視・指導の強化

立入検査、報告の徴収、産業廃棄物等の分析を行い、環境の保全に努めます。また、これらの強化のため情報管理システムを拡充します。

(2) 産業廃棄物処理業等許可申請時の指導

処理業の申請の事前相談において、適正処理の指導及び現地調査により、許可申請の厳正な対応を行います。

(3) 管理体制整備の指導

産業廃棄物の適正処理のために管理責任者等の設置を排出事業者にとともに、処理計画の策定を指導します。

(4) 処理体制整備の指導

排出事業者による処理施設の整備・拡充の指導を行います。また、処理を委託している場合には、マニフェスト制度の実施、委託基準の遵守等を指導します。

(5) 処理業者の育成指導

関係機関等と協力し、処理業者を対象に必

要に応じて研修会等を行います。

(6) 不法投棄等不適正処理の防止施策の実施

マニフェスト制度の推進を図るとともに、関係機関等と協力し事業者及び処理業者への啓発活動を実施します。

(7) 最終処分場跡地の指導

埋立を終了した処分場において、不測の事態等により周辺の土壌汚染が発生しないように、事業者及び開発行為者等に対して指導を行い、万一、土壌汚染が生じた場合の回復措置等についても関係機関と調整していきます。

2 減量化・資源化の推進

(1) 減量化・資源化に向けての啓発

減量化・資源化のための情報を収集・提供し、その重要性の啓発に努めます。また、再生品の需要拡大が産業廃棄物の資源化の推進につながるため再生品の活用を促進するよう啓発を行います。更に、排出時点で減量化・資源化あるいは廃棄物としての処理が容易な製品開発について啓発します。

業就も莫千敷関時棄親業至市望古き更手て知平

親事計時棄親業至市望古き更手て知平

(2) 減量化・資源化計画の策定指導

事業者に対し、減量化・資源化について一定の目標をもって実施するよう、事業活動と産業廃棄物処理の一体化及びシステム化を含む長期的な計画の策定を指導します。

(3) 発生源での排出量の抑制指導

資源化をするための分別の徹底等、事業者の意識改革に努め、再利用技術の紹介、交換制度の利用等の指導を行います。

(4) 中間処理施設・資源化施設の整備の指導

これらの施設の整備について関係法令、技術、融資制度の活用に係る指導、助言を行います。

(5) 減量化・資源化のための共同体制の整備の指導

処理コストの低減や省エネルギーのメリットがある共同処理施設設置に向けての、事業

者の意識改革、融資制度の活用、組織作り等について指導を行います。

(6) 産業廃棄物交換制度の推進

情報提供の方法及び運用方法について検討し、産業廃棄物の減量化・資源化を図る施策としてこの制度がより一層活用されるように努めます。

以上、本市の施策を述べましたが、平成5年4月1日に施行しました「名古屋市長官公署産業廃棄物処理指導要綱」に基づき産業廃棄物の適正処理及び減量化・資源化を推進することによって生活環境の保全を図ってまいります。

今後、事業者、処理業者の皆様のご協力のもとに、これらの施策を1つ1つ実施していくことが生活環境の保全、ひいては本年度予算がめざす21世紀に向けた着実なまちづくりにつながるものと確信しています。

悪質業者に司法の裁き

産業廃棄物不法処理被疑者の処分

産業廃棄物の不法処分の横行に対し、県警本部生活経済課及び所轄警察署による捜査のメスが次々と入っています。法改正後はじめての委託基準違反を犯した排出事業者が逮捕されています。ここに、最近検挙された暴力団を含む悪質な業者に対する処分の一例を報告します。ここに報告します。

処分年月日	違反内容	処分の内容	具体的事例及び地域
H7.6.6	不法投棄	罰金 50万円 (2人)	荒地の造成工事を条件として借上げた他人の土地に、大量の産業廃棄物を不法に埋立処分していた会社社長ら2名を逮捕した。＜小牧＞
H7.6.19	無許可埋立処分	・主謀者2名につき 懲役 1年6カ月 (執行猶予つき) 罰金 100万円併科 懲役 1年 (執行猶予つき) 罰金 50万円併科 ・他の逮捕被疑者2名はすでに処分済 (罰金 各50万円)	他人から借り受けた農地等に、大量の産業廃棄物を不法に埋立処分していた処理業者ら4名を逮捕した。＜愛知県東郷町＞
H7.6.26	無許可埋立処分	懲役 10カ月 (実刑) 罰金100万円 (法人)	他人から借り受けた農地に、不法に埋立処分をしていた暴力団幹部ら2名を逮捕した。＜豊橋＞
H7.5.19	委託基準違反	罰金 30万円 (個人) 罰金 30万円 (法人)	暴力団幹部が経営する無許可の産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物の処分を委託していた会社社長ら2名を逮捕した。＜豊橋＞

産業廃棄物担当行政組織 平成7年度名簿一覧

保健所

■愛知県下保健所

保健所名	所長	環境保全(衛生)課長	電話番号
豊橋保健所	寺尾 允 宏	神谷 正 俊	0532-45-6211
岡崎保健所	鈴木 亮 而	稲垣 隆 司	0564-22-2501
一宮保健所	堀田 之	近藤 正 二	0586-72-0321
瀬戸保健所	高木 巖	横井 啓 至	0561-82-2196
半田保健所	加藤 不二子	林 樹	0569-21-3341
春日井保健所	成瀬 厚 子	荻田 晴 久	0568-31-2188
豊川保健所	鈴木 豊	河合 好 春	05338-6-3188
津島保健所	宮澤 孝 彦	丸山 泰 男	0567-26-4137
碧南保健所	向山 昌 邦	杉江 功	0566-42-7621
刈谷保健所	伊藤 正 夫	溝口 清 数	0566-21-4778
豊田保健所	小野 正 男	須本 康 夫	0565-31-1630
安城保健所	伊藤 求	加藤 武 俊	0566-75-7441
西尾保健所	丸山 晋 二	金子 智 洸	0563-56-5241
蒲郡保健所	若杉 英 志	松崎 泰 彦	0533-69-3156
江南保健所	中村 達 雄	佐藤 弘 光	0587-56-2157
尾西保健所	大野 香代子	佐藤 登	0586-62-3291
小牧保健所	柴田 和 顯	河野 賢 伍	0568-77-3241
稲沢保健所	伊藤 直 範	恩田 祐 行	0587-21-2251
新城保健所	加藤 昌 弘	内藤 信 行	05362-2-2203
知多保健所	柏俣 重 夫	近藤 徳 雄	0562-32-6211
豊明保健所	端谷 毅	和田 和 久	0562-92-9133
師勝保健所	子安 春 樹	木村 正 雄	0568-23-5811
美浜保健所	松本 一 年	藤田 次 郎	0569-82-0078
足助保健所	大橋 陽 子	奥村 俣 宏	0565-62-0019
設楽保健所	片岡 博 喜	福島 淳 吉	05366-2-0571
田原保健所	林 隆 行	井上 健太郎	05312-2-1238

■お詫びと訂正

「産廃あいち」第15号の行政ニュース3ページで紹介した県・政令市の名簿一覧において間違いがありました。お詫びしてここに訂正いたします。

誤) 愛知県環境部環境整備課 → 正) 愛知県環境部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正に伴う 産業廃棄物処理業に関する手続き等について

愛知県環境部廃棄物対策課

平成7年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第306号）が施行されていますが、その概要及び改正に伴う産業廃棄物処理業に関する手続き等について説明します。

1 特別管理産業廃棄物の追加に関する事項について

新たに次の13物質を含む産業廃棄物が特別管理産業廃棄物として指定されました。

(使用用途)

- ・ジクロロメタン (溶剤、抽出溶媒)
- ・四塩化炭素 (溶剤、機械洗浄剤)
- ・1,2-ジクロロエタン (塩化ビニルモノマー)
- ・1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン原料)
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン (溶剤)
- ・1,1,1-トリクロロエタン (洗浄剤、溶剤)
- ・1,1,2-トリクロロエタン (溶剤)
- ・1,3-ジクロロプロペン (土壌くん蒸剤)
- ・チウラム (殺菌剤)
- ・シマジン (除草剤)
- ・チオベンカルブ (除草剤)
- ・ベンゼン (染料を合成する原料、溶剤)
- ・セレン又はその化合物 (ガラス着色顔料)

については、平成7年4月1日以降追加された特別管理産業廃棄物を取扱う場合は、新たに特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

許可申請に関する手続きについては、次のとおりです。

- (1) 既に特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている事業者の場合
変更許可を受ける必要があります。
- (2) 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていない事業者の場合
特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可を受ける必要があります。

Q-1 平成7年4月1日前に、新たに追加された特別管理産業廃棄物に相当する産業廃棄物の収集運搬を行っていた事業者が、当該産業廃棄物を引き続き取り扱いたいと考えています。

事業者は、新たに特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する許可を受けるに当たり当該許可に係る厚生大臣の認定講習会を受講していませんが、許可申請の手続きを行えますか。

A-1 下線の場合、事業者は特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する新規許可講習会を申請の日から1年以内に受講する旨の誓約書を提出した上で、許可申請をすることができます。

2 自動車等破砕物の処理基準の改正に関する事項について

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずについては、従来、安定型産業廃棄物として安定型最終処分場において埋立処分することができましたが、平成7年4月1日以降これらのうち自動車等破砕物を含むものについては安定型最終処分場における埋立処分が禁止されました。

(平成6年9月26日の時点で自動車等破砕物を現に安定型最終処分場で埋立処分していた場合は、平成8年3月31日までは適用が猶予され、引き続き埋立処分することができます。)

なお、「自動車等破砕物」とは、自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具

又はこれらのものの一部(環境庁長官及び厚生大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴って生じたものをいい、金属等の回収を目的とした破砕及び選別を一貫して行う機能を有したシュレッダー装置から発生するシュレッダーダストのことをいいます。

この改正に伴い、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず及び陶磁器くず」の品目については、産業廃棄物処理業の新規許可、変更許可及び更新許可等を受ける際に、それぞれの品目に「(自動車等破砕物を含む。)」又は「(自動車等破砕物を除く。)」を表記することとしたので、申請に当たっては注意してください。

Q-2 安定型最終処分場で引き続き処理ができるとされた、環境庁長官及び厚生大臣が指定したのものには、どのようなものが該当しますか。

A-2 自動車の窓ガラス、バンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。)及びタイヤのみを自動車から事前に選別して破砕したことに伴って生じた廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずが示されています。

3 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る講習会の取扱いについて

平成7年3月22日付け衛産第36号の厚生省産業廃棄物対策室長通知により、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る講習会の取扱いについて次のとおりとなりました。

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬課程の新規許可講習会を修了した者が、特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする場合は、産業廃棄物収集運搬課程の新規許可講習会の修了証の写しに代えて特別管理産業廃棄物収集運搬課程の新規許可

講習会の修了証の写しを添付して業の許可申請ができます。

- (2) 特別管理産業廃棄物の処分課程の新規許可講習会を修了した者が、特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物の処分業の許可を受けようとする場合は、産業廃棄物処分課程の新規許可講習会の修了証の写しに代えて特別管理産業廃棄物処分課程の新規許可講習会の修了証の写しを添付して業の許可申請ができます。

Q-3 産業廃棄物収集運搬業の更新許可を近く受ける予定ですが、この更新許可講習会の修了証に代えて、特別管理産業廃棄物の収集運搬課程の新規許可講習会の修了証の写しで許可申請ができますか。

A-3 特別管理産業廃棄物収集運搬課程の新規許可講習会を修了した日が、許可の更新の日から起算して5年以内であれば、この講習会の修了証により更新許可申請ができます。

第8回通常総会開催

業に関する法律施行令の改正に伴う
産業廃棄物処理業に関する手続き等について



6月8日、午後3時30分より熱田神宮会館において社団法人愛知県産業廃棄物協会第8回通常総会を開催しました。出席者は322名（うち委任状提出204名）。本総会では、平成6年度の事業及び収支決算の報告、そして役員改選を行いました。

総会は近藤副会長の開会の辞にはじまり、清水会長の挨拶の後に議長に新美副会長を選任。議事録署名人を選任して議事に入りました。議事は次のとおり。

第1号議案 平成6年度事業報告承認について

第2号議案 平成6年度収支決算報告承認について

第3号議案 役員選任について

第1号議案及び第2号議案は関連があるため一括審議しました。2議案ともに事務局の安井専務理事から報告が行われました。平成6年度は、協会事業の拡大と会員相互の協力・交流を一層推進するための6支部設置、組織強化と産業廃棄物適正処理推進に向けて各種事業を活発に展開した。また、厚生大臣認定講習会の受託事業では昨年度の受講者が4,000名を超えたこと、マニフェスト頒布事業において昨年度はついに100万セットの大会を突破したことが報告されました。あわせて収

支決算報告を行った後、2議案は審議に諮られ、ともに満場一致で原案とおりに承認されました。

事業報告が終わり、続いて第3号議案の審議に入りました。任期満了に伴う役員選任を行うにあたり、議長が選任方法を会場に諮ったところ、会場より選考委員を選び役員選任を行ってはどうかとの提案があり、満場一致で選考方法が承認されました。議長が各支部より選考委員を指名。別室にて選考した結果、安井専務理事より役員候補者が発表されました。会場に諮ったところ異議なく候補者は承認され、役員に選任されました。新しく選ばれた役員は、再び別室にて正副会長、専務理事、常務理事の選任に入り、すべての役員が決定しました。

新役員の紹介の後、今回の役員改選で退任された新井武雄く（株）上野清掃社、伊藤治雄く（株）ダイセキ、高取美樹く（株）フルハシ工業（株）、所仁司く（株）アイギの四氏に長年の協会への功績を



称えて感謝状と記念品を贈呈しました。

以上をもって、第8回通常総会次第はすべて終了し、会場を移しての懇親会に入りました。

■新役員紹介（五十音順）

厳粛な雰囲気の中で議事を審議してきた通常総

役職名	氏名	所属名
会長	清水 善一	(株) シミズ
副会長	近藤 成章	近藤産興 (株)
副会長	新美 實	(有) 三洋サービス
専務理事	安井 孝	(社) 愛知県産業廃棄物協会
常務理事	宇津野清彦	宇津野興業 (株)
常務理事	中嶋 久夫	久栄運輸 (資)
理事	相木 邦昭	大府衛生 (株)
理事	新井 栄済	(株) 上野清掃社
理事	伊藤 博之	(株) ダイセキ
理事	伊藤 雅仁	サンエイ (株)
理事	稲垣富美子	(有) 名古屋清掃
理事	加藤 直毅	王春工業 (株)
理事	加山 昌弘	加山興業 (株)
理事	川根 武	大矢建設 (株)
理事	五箇 始	(有) 森田商店
理事	小林 幸生	(有) 小林商会
理事	佐藤 正行	サトマサ (株)
理事	清水 正靖	寿和工業 (株)
理事	豊田 能史	成和环境 (株)
理事	中野 弘	(株) 東伸サービス
理事	南野 昇	ミナミ産業 (株)
理事	増田 昇	豊田産棄 (株)
理事	南村 勝己	大和エンタープライズ(株)
理事	宮川 辰夫	宮川興業 (株)
理事	山本 金一	(株) 山本建材
監事	永井 良一	永一産商 (株)
監事	西山 幸一	(有) 西山商店

会と異なり、愛知県、名古屋市の廃棄物担当者ならびに業界の発展にご尽力いただいています。愛知県産業廃棄物対策議員懇話会の諸先生方、近隣県の関係団体代表者ら多数の来賓にご臨席いただき、懇親会を行いました。

近藤副会長の開会の辞、清水会長の挨拶に続き、来賓の方々にご挨拶をしていただきました。

この春、新しく就任された愛知県環境部長 伊藤 廉氏、名古屋市環境事業局長 兵頭輝敏氏、愛知県議会議員 高橋則行氏、名古屋市議会議員 佐橋典一氏、前愛知県議会議員 鈴木政二氏にご祝辞を頂戴した後、懇親会に入りました。約2時間にわたり、情報交換、会員相互や来賓の方々との交流を深め合い、大いに盛り上がりました。午後7時近くに、新美副会長の閉会の辞を最後に懇親会は終了しました。



第8回通常総会開催

尾張北支部

清掃施設見学会開催



去る4月14日、尾張北支部の平成7年度第1回施設見学会を開催しました。今回の訪問先は、名古屋市環境事業局の運営する2清掃工場と愛岐処分場。最新鋭の設備を誇る清掃工場と最終処分場への見学会に17名の支部会員が参加。1日かけて施設見学を行いました。

最初の見学地「南陽工場」では、焼却余熱を利用して自家発電を行い、工場で使用する電力の75%を賄っているとのこと。特にエネルギーの再利用、サーマルリサイクルを行う姿勢に私たちが学ぶ点が実にたくさんあったと思います。続いて「富田工場」へ。南陽工場をさらに進化させたコンピュータ制御の施設に、焼却技術の先端を見ることができました。自家発電によるエネルギーの再利用を行っている点は南陽工場と同様ですが、ここでは売電を行ったり、排水の98%を処理後に工場内で再利用するなど一歩先に行っているという印象を受けました。

清掃工場の後は、最後の訪問先の愛岐処分場へ。埋立処分地はもとより、破碎施設、浸出水処理施設など名古屋市216万市民の廃棄物を処分しているこの処分場の各施設



を見学しました。中でも廃棄物を三角に移動させながら高密度に埋立てていく「トライアングル工法」、埋立容積を残すため廃タイヤ、畳、絨緞、木製家具を掘り起こす「カンバック作戦」と呼ばれる処分場延命策が確実に成果を上げているようです。処分場開設当初の埋立量が1立方メートル当たり0.95tであるのに比べ、現在は1立方メートル当たり1.15t~1.2tになっていることから日頃の努力を垣間見ることができました。

各施設ともにじっくり見学したいところでしたが、あいにくの雨でかなわず少々残念。次の見学会に晴天を期し、今回の施設見学会を終了しました。

東三河支部

5月例会開催



東三河支部の委員会が発足してはじめての例会を、5月12日に豊橋商工会議所で開催しました。今回の例会は研修委員会主催によるもの。豊橋保健所環境保全課の神谷課長と伊藤専門員を講師にお招きし、『マニフェスト伝票の疑義』と題した講演と質疑応答を行いました。

マニフェスト伝票の仕組みと存在意義について講演をしていただいた後、質疑応答に入りましたが、この中で、まだ排出事業者のマニフェストが浸透していない、排出事業者にお金を出していれば廃棄物がどのように処理されても関係ないという意識がある等いろいろな意見が出ました。これ

らに対する保健所の指導を望む声が、処理業者の間でいかに高かがわかる講演会であったと思います。質疑応答の後は意見交換が行われ、東三河地域特有の問題解決に向けて今後どのように保健所とともに東三河支部が活動していくべきかなどを議論し、5月例会を終えました。

尾張西支部

'95 廃棄物処理展見学会開催



'95廃棄物処理展見学会を6月16日に開催しました。今回の見学会は当協会賛助会員であるコマツ中部支社の主催によるもので、尾張西支部から16名の支部会員が参加。早朝にコマツ中部支社前に集合し、廃棄物処理展会場のインテックス大阪へ向かいました。

会場に到着してまず、屋外展示場のコマツブースに立ち寄り、自走式破碎機ガラパゴスのデモンストレーションを見学。その破碎力と性能をまざまざと見た後、それぞれ出展ブースを見て回りました。この廃棄物処理展は、コマツのガラパゴスもそうですが、各メーカーともにリサイクル機器の開発に全力を尽くしているというのが、支部会員の率直な感想です。今後、ますますリサイクルが盛んに行われていく業界の潮流を、まざまざと見た気がします。

'95廃棄物処理展は、見学会に参加した支部会員一同にとり、新しい情報を得る上で、時代の潮流

を見極める上で、実に有益な催しになったと思います。また、折からの天候不順に悩まされることもなく、スケジュール通りに日程を終えることができ、主催のコマツ中部支社に感謝しながら今回の見学会を終了しました。

尾張南支部

'95 廃棄物処理展見学会に参加して



去る6月17日、今年度事業計画の一環として'95廃棄物処理展大阪会場を見学しました。参加者26名は近鉄線を利用し一路大阪へ。難波よりタクシー6台に分乗しインテックス大阪会場に向かいました。

会場に出展している各社とも、環境保全と資源化のテーマに応じた研究開発の成果を発表しており、なかでも興味深かったのは琵琶湖の堆積汚泥をレンガやタイルに再利用を行っている事例や建設土砂の処理段階から発生する副産物（脱水ケーキ、産業廃棄物）の二次製品化に取り組んでいる事例等でした。いろいろ参考になる資料も集めることができ、参加者それぞれ有益な成果を上げることができたと思います。また、参加者4名が名古屋出発時に指定外の電車に乗り、大阪難波に30分近くも遅れて到着するハプニングもありましたが、支部会員の親睦を大いに深めた1日を過ぎたという思いを胸に、参加者全員帰名しました。

第9回通常総会開催



成長と飛躍をめざして 平成7年度新体制スタート

4月14日、青年部会第9回通常総会を料亭大森において開催しました。午後4時35分より、出席者30名、委任状出席8名の定足数を得てはじまった本通常総会。開会挨拶、会長挨拶の後、議長に新美会長を選出し議案の審議を行いました。今回審議した議事は次のとおりです。

- 第一号議案 平成6年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処理案承認の件
- 第二号議案 役員改選の件
- 第三号議案 平成7年度事業計画案及び予算案承認の件
- 第四号議案 その他

各議案それぞれ慎重に審議されましたが、いずれも異議なく満場一致で原案とおり承認されました。総会が滞りなく終了した後は部屋を変えての懇親会。先程の厳粛な雰囲気とは様変わりした、なごやかムードを楽しみながら部会員の親睦を深め合い、第9回通常総会の全日程を終了しました。

■平成7年度事業計画

1.基本方針

近來、国際的なエネルギー資源の減少化が進み、省資源・省エネ社会への志向を急速に強めており、先進国では、生産・流通・消費の在り方を含めた枠組みで廃棄物問題に対応せ

ざるを得ないようになってきています。我々産業廃棄物処理業者も受動的に排出された廃棄物の処理を担うといった対応では業の経営が難しく、今後大きく変貌しようとしています。我々も今までのノウハウを活かし、今後の廃棄物処理の対応策を今一度考え直すなくてはなりません。このような激動期に向かい、青年部会員が経営者としての本質・在り方・産業廃棄物処理技術についての考えを部会員一人ひとりが積極的・精力的に問題解決に向けて取り組み、その力を結集させ、各自が責任を持って頑張っていきたいと思っています。

2.具体的計画

- (1) 廃棄物処理に対しての技術向上
- (2) 新しい経営の在り方・魅力ある経営者づくり
- (3) 会員一人ひとりの責任と和
- (4) 上記に付随する研修会の開催

■平成7年度青年部会役員名簿

会 長	新美三良	〈(有) 三洋サービス〉
副 会 長	高木英泰	〈(株) 富士石油商会〉
	相下正司	
	〈(有) 西尾浄化槽管理センター〉	
	鬼頭明彦	〈(株) キトー〉
運営委員長	永田幹人	〈(有) 武豊衛生社〉
交流委員長	清水善実	〈(株) シミズ〉
経営開発委員長	加藤志朗	〈豊田産業 (株)〉
総務委員長	田口正信	〈日の出衛生保繕 (株)〉

監 事 相木廣昭 〔大府衛生 (株)〕
相 談 役 加山昌弘 〔加山興業 (株)〕

■委員会メンバー構成

〈運営委員会〉

運営方針 近來、経済が激動期に向かい廃棄物処理の流れも大きく変わりつつある現在、本委員会では、我々処理業界の将来の方向性を見極め、視野を大きくとらえながら、感性・技術をみがいていき、部会が一丸となって更なる発展を図っていききたいと思います。

担当副会長 高木英泰

委 員 長 永田幹人

副 委 員 長 伊藤和根

委 員 石川信夫、東 哲司、加藤慎史、伊藤貴志、新井栄済、永井良一、杉原盛秀、古賀正明、田中龍博、小野島常夫

〈交流委員会〉

運営方針 青年部会も今年で8年目を迎え、会員数が今では45名を数える大木に成長し、各部会でも様々な問題が出てきております。そこで今一度、天を仰ぐ業の成長ばかりでなく、幹の部分安定させるべく、会員各位の連帯をより強固なものにすると同時に、心と体のリラクゼーションを考えた例会等を開催したいと思います。

担当副会長 相下正司

委 員 長 清水善実

副 委 員 長 天野邦彦

委 員 宇津野守弘、川下重彦 中村幹知、古田博美、金森錦司、伊藤俊三、廣野博文、稲垣耕一、山本雅樹

〈経営開発委員会〉

運営方針 21世紀も目前にせまり、大きく変貌を続ける社会情勢の中で発展を遂げ

ようと、我々廃棄物処理業者も努力しています。本委員会では、変化を続ける社会環境に対応できる新しい経営の在り方、また一社会人として「魅力ある経営者」になっていただくための更なる資質の向上を目指します。

担当副会長 鬼頭明彦

委 員 長 加藤志朗

副 委 員 長 徳石 正

委 員 池田一郎、東久保浩一、相木 徹、川合邦史、門川浩人、永田昭俊、西山幸光、加藤光伸、村上 治、小島 晃

〈総務委員会〉

運営方針 青年部会の会計業務的的確化及び各例会、役員会の案内、出欠状況の統計、部会員のための情報収集及び伝達、(社)全産連青年部会議での会長のサポート役等を担当する。

委 員 長 田口正信

副 委 員 長 金海 敏

委 員 五箇 始、梅谷岳志

■新規加入者紹介

伊藤貴志、梅谷岳志

■会員の交代

福浦敬之→中村幹知〈高和興業 (株)〉

6月例会開催

相手のことを考えて行動、
そこから生まれるコミュニケーション

6月2日、不二パークホテルにおいて経営開発委員会主催による6月例会を開催しました。今回の例会のテーマはコミュニケーション。講師に『産廃あいち』の掲載記事「名人・達人 評判倶楽部」のインタビュアーとして会員の皆さんにはおなじみの、(株)コミュニケーションデザインの代表花井美紀氏をお招きし、約2時間にわたって「覚えておきたい!!コミュニケーション技法」と題した講演を行っていただきました。参加者は31名。

良好な人間関係を構築するには、コミュニケーションをいかに図るかが大切といわれます。しかし、このコミュニケーションは一体どんなことを行うことにより達成できるかはほとんど知られていません。コミュニケーションとは何なのかについて、氏は人間関係が深まる過程、一つのプロセスであるという。このプロセスの中で人とお互いに近づき合う努力をする、温かいものが通い合うよう努力することがコミュニケーションというものではないか。これは何も1対1に限らず、1対30も、1対1000であっても基本的な心がまえは同じであるそうです。人とコミュニケーションを図ることを生業とする氏でさえ、このことに気づくまでにかなり時間がかかったという。20代の頃は、いかに自分をアピールするか、いかに賢そうに見えるか、自分の一言が大勢の人々にインパクト

を与えるにはどうすればよいか等ばかりを考えていたという。『産廃あいち』のテキパキとしたインタビューぶりからは全く想像もつかない話です。

また、コミュニケーションは自分のことではなく相手のことを考えて行動することから生まれる。いかに自分の時間を相手に使えるかが大切であるとも。相手の話を伺う際は、あらかじめ相手の情報を客観的・第三者的にどれだけ収集できるかに常に腐心しているとのこと。氏がツボを押えたインタビューが行えるのもなるほど納得できるというものです。でも、情報収集だけでなく、相手に親近感を持ってもらう、普通と同じようにリラックスして話してもらうためには、相手の心を解きほぐし肩の力を抜いてもらえるような一言を投げかけることができるかどうかにかかってくるという。雑談したりしながら相手の心にとけ込んでいく、いわばコミュニケーションのウォーミングアップがなければ相手はリラックスしにくいとも。コミュニケーションを図る上で一番大切なことは、自分自身が肩の力を抜いて素直な気持ちで相手に接していくことではないかというお話にはうなずくばかり。

この他に、さまざまなコミュニケーションを図る上でのポイントをお話していただき、あっという間に2時間近くも過ぎてしまいました。この講演によって、コミュニケーションの方法や相手への接し方の秘訣を参加者一同学ぶることができた有意義な例会を過ごすことができたと思います。



こんにちは

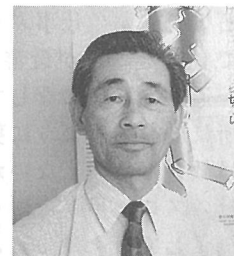
会社訪問記

お客様のご要望に応える
潤滑油、加工油剤のコンサルタント

株式会社三河オイルセンター
(愛知県知立市)

知立市の国道1号線沿い潤滑油、加工油剤の販売、廃油・廃プラ・引火性廃油の収集運搬を行っている株式会社三河オイルセンターに伺い、八代社長にお話をさせていただきました。

—— 名刺を拝見すると「潤滑油、加工油剤のコンサルタント」と書いてありますが、油製品の販売が事業の主力なんですか。
八代社長 (以下八代に略) 『その通りです。スタンドや工場など油が使われるお客様に、切削油や機械油、洗い油などを販売するのが主力です。産業廃棄物処理業に参入したきっかけは、油の販売だけではなく、廃油も処理してほしいというお客様の要望が出たことが発端です。』



八代社長

—— 産業廃棄物処理業の許可は何を取得されていますか。

八代『廃油、廃プラスチック類、引火性廃油の収集運搬業の許可を取得しています。お客様から回収してきた廃油、引火性廃油は協会会員の再生処理工場に持ち込んで、リサイクルしてもらっています。』

—— 貴社の産業廃棄物収集運搬に対する基本姿勢を教えてください。

八代『当社は、小回りの効く営業を目指していますので、たとえドラム缶1本でもお電話をいただければ迅速に回収に伺うように努めています。しかし、発生量が多い場合は、協会の廃油処理業者に連絡し処理を行ってもらう体制を整えています。やはり、お客様にご迷惑のかからないことが第一ですから。』

—— では、油製品のコンサルタントとして、現在



社名/株式会社三河オイルセンター 所在地/愛知県知立市西町宮後26の1
代表者/八代 信 創業/昭和60年 従業員/7名 TEL /0566(82)2505
事業所/本社、倉庫 営業種別/収集運搬
取扱品目/廃油、廃プラスチック類、引火性廃油

どのような活動をしていますか。

八代『作業現場での事故防止策の相談や、万一事故が起きた場合の現場処理の相談を中心に活動を行っています。もちろん、お客様から要請があれば緊急処理に向向くこともあります。やはり、製品を売るだけでは関心せずではなく、お客様に安心を提供することが私たちの役割であると思いますね。』

—— 最後にこれからの事業展望をお聞かせください。

八代『お客様の要望に応えることを前提に、事業の拡充を図っていければと考えています。許可品目も徐々に増やし会社の体力を蓄えながら、将来的には自社で処理施設を備える方向で発展できれば一番ベストですね。』



社内

こんにちは

会社訪問記

クリーンな環境づくりの担い手を目指し、積極的に事業を推進

碧南舗装株式会社

(愛知県碧南市)

潮風が心地よい埋立地“8号地”で建設廃棄物のリサイクルを行っている碧南舗装株式会社に伺い、事業内容などを石橋社長にお話をいただきました。

——まず、設立されたのは何年ですか。
石橋社長(以下石橋に略)『昭和45年2月に合材500kgプラントを設け、土木工事、舗装工事、アスファルト合材製造販売を目的として会社を設立いたしました。設立時は現在地と違い農地に隣接する場所で操業を行っていましたが、プラントの老朽化と農家の方々から農地への影響を心配する声が出ていたことを理由に、昭和56年5月に現在地へ移転してまいりました。その時に合材プラントを1tに建て替えました。』

——産業廃棄物の処理は設立当初から取り組まれてきたのですか。

石橋『産業廃棄物処理業に参入したのは、ごく最近です。平成3年に建設廃材の破碎機を導入し中間処理の許可を取得しました。またこの時にリサイクルプラントも同時に導入し、さらにリサイクル事業を拡充するため碧南リサイクルセンターを設置いたしました。ちなみに当社の許可品目は建設廃材1品目のみです。』

——では少し会社の概要について質問させてください。現在、従業員は何名体制ですか。

石橋『土木・舗装の工事部門と産業廃棄物のプラント部門を合わせて20名で業務を行っています。今後もっと人材を増やしていきたいですね。事業を続けていくためには、やはり若い人材がたくさん入って、会社を活性化していかなくて



石橋社長



社内

はなりません。人材確保と同時に、現在いる若い人材をどのようにうまく育成していくかが悩みのひとつです。』

——現在どのような人材教育を行っているのですか。

石橋『先輩の仕事ぶりを見ながらマンツーマンで覚えることが最善の教育であると思います。一通り仕事をこなしてから、その人に合った適所に配置するように努めています。また、これは教育とはいえないかもしれませんが、毎年会社のスローガンをつくり、それを全従業員の指針として日々頑張るように指導しています。今年のスローガンは“向上心”です。一人ひとりが向上して事業をますます盛んにしてほしいですね。』

——では最後に、今後の事業展望を聞かせてください。

石橋『現状の業績をさらに伸ばすために、当社ができることにどんどんトライしてまいりたいですね。産業廃棄物についても許可品目を増やして、いままで以上に深く取り組んでいきたいと思っています。』



社名/碧南舗装株式会社 所在地/愛知県碧南市明石町7番地10
代表者/石橋増男 創業/昭和45年 従業員/20名 TEL/0566(41)7255
事業所/本社 営業種別/中間処理 取扱品目/建設廃材

こんにちは

会社訪問記

信頼に応える適正処理を

株式会社加藤解体工業

(愛知県豊川市)

東三河地区で建物解体から収集運搬、最終処分まで行われている株式会社加藤解体工業におじゃまし、加藤社長にこの仕事をはじめのきっかけや事業内容などをお聞きしました。

——社名に解体という名称が入っていますが、貴社本来の事業は解体関係ですか。

加藤社長(以下加藤に略)『そうです。当社の創業は昭和48年なのですが、当時は解体業という職種があまり周知されておらず解体といってもなかなか理解していただけなかったですね。この職種が浸透してきたのはここ10年程だと思います。』

——事業内容についてお話ししていただけませんか。
加藤『産業廃棄物では、木くず、建設廃材をはじめ外4種の収集運搬、木くずの焼却、建設廃材の埋立処分を行っています。焼却炉は昨年9月に2基目を設置したところです。地下式ですから騒音もなく煙も全く出ないので安心していきます。また、次の埋立最終処分場も来年早々には投入ができるようにする予定です。』

——施設の設置では、地元の同意を取りつけるには苦心されたのではないですか。

加藤『地元の保健所のご協力を得ることができましたので、地元住民との間の協定もうまく締結することができました。もちろん何回も協議の場を設けなくては いけませんでしたが、苦心したとも言えますね。』

——たとえば、協定ではどんなことを締結されていますか。

加藤『焼却炉の場合でいえば、施設操業にあたり社会的責任を認知し、公害防止のための対策を積



加藤社長



社名/株式会社加藤解体工業 所在地/愛知県豊川市八幡町野路92
代表者/加藤義宣 創業/昭和48年 従業員/20名 TEL/05338(9)1611
事業所/本社、営業本部、豊橋営業所、田原営業所
営業種別/収集運搬、中間処理(焼却)、最終処分
取扱品目/汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材

極的に実施する。当社と地域住民で構成する協議会を設置、必要に応じて随時開催し、問題が生じた場合は速やかに改善措置をとる。日曜日は営業しない。その他、運搬車両の集落内運行にあたっては決められた経路を徐行運転しホコリをたてない等、細かく指導しています。お陰様で施設が稼動してから全く苦情が出ていません。地元住民の方々も安心していただいているようです。』

——では、最後に産業廃棄物処理に対する基本的な考え方をお聞かせください。

加藤『私は産業廃棄物の排出業者さんに当社の焼却施設と埋立処分場を必ず見ていただいております。一般に不法投棄がなされた場合、その責任は処分業者はもちろん排出業者さんにまでおよびます。そこで排出業者の方をお願いしたいのは、処分を委託した場合、自社の廃棄物がきちんと適正処理されているか最後まで確認していただきたいということです。廃棄物処理をとりまく状況は今後ますます厳しくなります。今までもそしてこれからも適正処理を行っていく、それしかありません。“信頼に応える適正処理”をスローガンに頑張っております。』



焼却炉

こんにちは

会社訪問記

適正処理による経営の安定イコール
お客様の安定です

加山興業株式会社

(愛知県豊川市)

豊川市を拠点にサーマルリサイクルに取り組んでいる加山興業株式会社に伺い、会社の特色や経営方針などを加山社長にお話していただきました。——サーマルリサイクルに力を入れていらっしゃるということですが、いつ頃から取り組まれてきたのでしょうか。

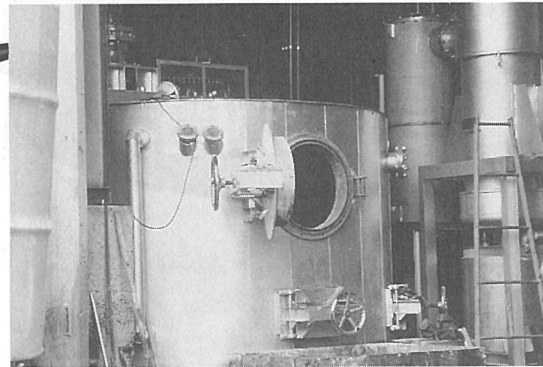
加山社長(以下加山に略)『現在地に来たのは昭和59年。その頃から構想はあったのですが、実際に建築基準法第51条の許可を取ったのは平成2年です。その前年は実験期間としてデータ収集を行っていました。』



加山社長

——現在どんな施設を持っていますか。

加山『焼却炉と破碎機、減容固化機、そして乾燥機があります。また、保管(選別)ができるので、手選別によるリサイクルも行っています。当社の施設の特色は、焼却炉と乾燥機をドッキングさせていることですね。焼却炉の熱を使って湯を沸かし、そこで得た熱エネルギーを利用して汚泥を乾燥させることが可能です。その結果、4tの汚泥を1t程に減らすことができ大幅な減量化を実現しています。当社の焼却炉はバジッ炉なので、人がいない時間でも自動的にカロリー調整をして効率的に焼却を行うことができます。すべてに温度センサーを設けてありますので、万一、焼却中に炉内温度に異常が生じてでも即停止できるようになっています。サーマルリサイクルこそ、私たちが行えるリサイクルの理想的なカタチではないかと思えますね。当社は収集運搬から中間処理、最終処分まで許可を取得していますが、いまはリサイクル・減量化を積極的に推進しているところです。』



乾燥機

——減容固化についてももう少しお話しただけませんか。

加山『木くずを主体に廃プラと紙くずを混ぜて工場のボイラー用燃料をつくることができますが、バージン燃料との対コストの面や、需要と供給のバランスがなかなか合わないのが悩みの種です。また、大きな企業に使っていただこうとしても、総量規制がある。今後、解決していきたい問題ですね。』

——では最後に、貴社の経営方針と将来の展望を教えてください。

加山『適正処理を行うことによって経営の安定化を図ることが当社の経営方針です。将来については、もっと広い敷地を確保し、焼却炉を2基備えてさらに効率化を図りたいですね。また、私の夢は、500kwの電気を起こすことです。その実現に向けてどんどん挑戦していくつもりです。』



社名/加山興業株式会社 所在地/愛知県豊川市南千両2-1
代表者/加山昌弘 創業/昭和26年 従業員/20名 TEL/05338(9)0375
事業所/本社・豊川工場
営業種別/収集運搬、中間処理(焼却、破碎、減容固化)、最終処分
取扱い品目/燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ダスト類、引火性廃油、感染性産業廃棄物

こんにちは

会社訪問記

あらゆる産業分野を支える
サポートインダストリー。

愛知県鍍金工業組合

(名古屋市中川区)

愛知県下でメッキ関連業務を行う法人企業が組織する愛知県鍍金工業組合に伺い、組合の歴史と現状等を石井副理事長にお話していただきました。

——いつ頃この組合は設立されたのですか。

石井副理事長(以下石井に略)『昭和6年に設立しました。この間60周年を迎えたところです。当初は鶴舞に事務所がありましたが、昭和42年に現在地に移転いたしました。』

——現在、組合員は何社加盟されていますか。

石井『208社です。組合員の6割程は名古屋市内にあります。また、貴協会と同じように全国鍍金工業組合連合会という親団体もあります。』



石井副理事長

——先程おっしゃいましたが、組合員は戦前から操業されている方ばかりなんですか。

石井『そうではなく、戦前からやっている業者と昭和40年代にトヨタ自動車さんが挙母市(現豊田市)で向上を設立された頃にやりはじめた業者の2極に分かれています。ですから、愛知県のメッキ業界には自動車関係が多いですね。三河地域の組合員はほとんどその関係です。』

では、組合事業についてお話していただけますか。

石井『当組合には技術・環境対策・総務・近代化・労働・広報と6つの委員会があり、それぞれ活動を行っています。廃棄物関係では環境対策委員会が担当しています。この委員会は、例えば新しい規制が出された場合、素早く規制に対応できるよう業界の実態をデータにまとめて全国組織に提示して、暫定基準期間の設定と暫定基準値を出してもらえるよう求めるなど活発に動いていますね。』



社名/愛知県鍍金工業組合 所在地/名古屋市中川区丸米町二丁目117の3
代表者/渡辺辰巳 設立/昭和6年 職員/3名 TEL/052(352)0161
事業所/組合事務所

また、相談・指導なども行っています。技術委員会などは新技術・新製品の紹介や電気メッキの技能工の技能検定試験も行っています。さらには愛知県から補助金を得て新技術開発も行っています。全国レベルでは通産省から開発資金をいただいで、いま新しいメッキ装置の開発なども行われています。高速度メッキ装置や自動ラックラッキング装置、省スペースで多種少量生産に対応するメッキ設備を開発するため、現在3つの実証プラントをつくり研究しているところです。リサイクル関係も行っています。私自身、全国組織の環境対策委員長を務めていまして、混合スラッジからの有価金属回収を研究していたこともあります。——最後に、当協会では支部活動を昨年からは展開してきましたが、貴組合の支部ではどんな活動を行っていますか。参考までに聞かせてください。石井『それぞれ支部長のもと、1月か2月に1回は必ず支部会を開き、適切な維持管理を行うための勉強会などさまざまなテーマでお互いの資質向上を図っています。』



事務所内

こんにちは

会社訪問記

排出事業者の信頼を得ることを大切に、
処理技術を前向きに蓄積

広久コンクリート工業株式会社

(名古屋市緑区)

愛知県下を中心に、収集運搬、中間処理を行っている広久コンクリート工業株式会社に伺い、事業内容などについて各務社長と広岡常務にお話をいただきました。

— 貴社は中間処理に力を入れているということですが、具体的に何を取り扱われていますか。

各務社長 (以下各務に略) 『平成4年に建設廃材の破碎を、平成6年に感染性産業廃棄物の焼却をスタートさせ現在にいたっています。両方とも名古屋市から許可をいただいています。この他にも収集運搬の許可を取得して積極的に事業を展開しているところです。』

— 貴社の所在地は国道23号線に近く、まわりは工場も多い。しかも、近隣には住宅地があるわけですが、焼却炉を建設するにおいて大変な苦労があったのではないですか。

— 貴社の所在地は国道23号線に近く、まわりは工場も多い。しかも、近隣には住宅地があるわけですが、焼却炉を建設するにおいて大変な苦労があったのではないですか。

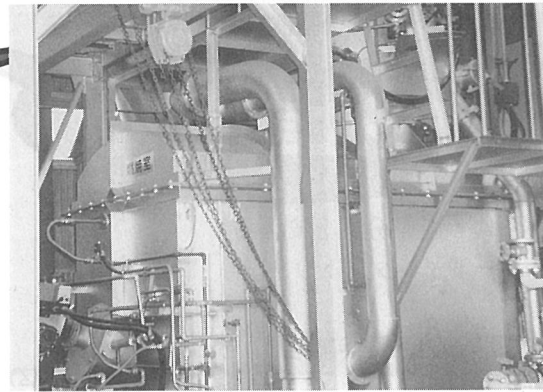
各務『感染性産業廃棄物の取扱いは特に厳しいので、近隣との承諾書を得るのにはいろいろ大変でしたが、誠実に交渉させていただいたおかげで何とか設置することができました。今では焼却炉を導入したメーカーの方が、お客さんを連れて見学に来られるようになりました。当社の焼却炉をモデルケースとして取扱ってもらっていることを、私たちは誇りに感じています。』

— では、焼却炉の維持管理も含め廃棄物を処理するにあたって気をつけていることがあればお話しただけませんか。

広岡常務 (以下広岡に略) 『当社は施設の運営を行うにあたり、作業標準書をつくりマニュアル化し



各務社長



焼却炉

ています。事務もすべてコンピュータで管理し、間違いのない体制を整え迅速かつ正確に廃棄物を処理できるように努めています。』

各務『どんな方がいつ当社に来ていただいてもいいように、日報、月報、年報など処理実績をまとめトータルに管理していますから、誰が見てもわかるようにガラス張り状態になっています。やはり、排出事業者や行政、近隣の住民を含め皆さんに信頼を得ることが一番大切ではないでしょうか。』

広岡『この他にも、焼却作業における異常時の連絡ルートをつくり、設備損傷や環境事故が万一発生した場合に万全に対処できるようにしています。』

— 適正処理のためにさまざまな取り組みをされているのですね。将来的な事業展望について教えてください。

各務『現在の取扱い品目の取扱い量を増やし、業務をさらに拡充させていきたいと考えています。当社は業界での歴史が浅いので、仕事を真摯に、適正処理を心がけていけば、きっと道が開かれるはずと確信し、日々の業務に取り組んでいる次第です。』



社名/広久コンクリート工業株式会社 所在地/名古屋市緑区大高町字西正地45
代表者/各務康則 創業/昭和46年 従業員/50名 TEL/052(623)5011
事業所/本社 営業種別/収集運搬、中間処理(焼却、破碎)
取扱い品目/廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、感染性産業廃棄物



鍛えすぎると
着る物に困ります

PROFILE

東 哲司

(株)アヅマ商会 取締役工場長
出身/熊本県生まれ
血液型/O型
信条/偽らない心
夢/自由に思いどおりに生きること
好きな言葉/別になし
嫌いなこと/後退すること



TETSUJI AZUMA

今回登場していただいたのは、空手の達人として愛産協内でもつとに有名な(株)アヅマ商会の東取締役工場長。もしかして武闘派の人だったら... そんな心配は東さんの顔を見た瞬間に杞憂に終わった花井さん。まず東さんに、お父様である社長をご紹介いただき、しばし社長と東さん、花井さんと本誌編集者の4人で壁に掛かった超大物黒鯛の魚拓(社長の釣果)をサカナに釣り談議。ほかにもいろいろ話が盛り上がった中でインタビュー開始。

少年の頃はよくイジメられていました

— 先程、九州の出身と伺いましたが、どちらですか。

東『熊本県です。10歳の時にこちらへ出てきました。』

— すると小学校4、5年といったところでワンパク盛りですね。熊本と名古屋では、かなり言葉のニュアンスが違うと思うんですが、転校生の珍しさも手伝って“イジメ”に会いませんでしたか。ま、東さんだったら負けていなかったでしょうが。東『いや、よくイジメられました(笑)。空手はこちらへ出てきてから始めたんですよ。』

— イジメ対策?

東『というわけではないんですが、少年の頃は強いものに憧れますよね。僕自身、弱かったし。強くなりたかったんですね。道場は自分で探して来たんですが、当時は生徒も少なく、先生1人に生徒が6人でした。』

— すると先生との関係も密度が高いですね。先生はどんな方でした?

東『子供心にも“強い”と感じさせる先生でした。生徒が6人じゃ空手で食べていけるわけないので、普通のサラリーマンをやりながら子供たちに空手を教えているという方でした。』

— その先生の教えを受けて、どんどん強くなっていく息子さんをご覧になってお父様はいかがでしたか?

社長『ハッハッハッハー!!』(なぜか大きくひと笑い)

東『いや、父親には内緒にしていたんですよ。』(ちょっとテレる)

社長『ある時ね、“オヤジ、腕相撲しよう”といってきた。二段か三段の時かな、それが私にかなわなくてね。あの時は本人も情けなかったんじゃないかな。もう今はダメだけどね。(と、笑って退席)』

— 段を取るというのは、認定試験のようなものがあると思いますが、どんな感じなんですか。

東『昔は、師匠に対してどのくらい技をキメられるか、というのがポイントだったんです。でもこの20年弱で、勝ち抜き形式になってきました。十人組手、二十人組手、三十人組手。これに勝ち抜いて初段、二段、三段という資格が決まるんです。——空手という“型”の練習を繰り返し繰り返し、みたいなイメージがあるんですが、強くなるまでは大変だったでしょう。』

東『(即座に)でも好きでしたから。』

——大学では化学の方を専攻なさったと伺っていますが、受験勉強とも平行して、ずっと続けてこれたわけですね。

東『好きこそもののなんとやらと言いますが、まさにその通りでした。だから続けてこれたんですね。』

——かつては道場を3つもまかされていたそうですね。たくさんの生徒さんを指導されていたと思いますが、どのくらいの人数を？

東『ひと道場で数百名、といったところですね。』

——すごい人数ですね。ずっと道場で指導をされていたんですか？

東『そういうわけではありません。もともと私は、日本の最大流派である剛柔流に所属していますが、現在は実戦空手の極真会にも入っています。一時期、極真会に剛柔流の実戦空手派の猛者を紹

介するパイプ役を務めていたこともあります。』

——そういう立場も経験されていたわけですが、“空手の魅力”とは、また指導者として心がけられてきた点はどんなことですか？

東『人間を超越した強さといいますが、強くなりたいという願望を持って皆さん空手を始めるわけです。ならば、それに向けて少しでも早くそれぞれが到達できるように指導していくことを心がけてきました。』

——その集大成として、こうして筋骨隆々のたくましい東さんがいらっしゃるわけですが、空手をやっていてよかった、役立ったということはあるですか？

東『筋力がつき各部位を鍛えることができたこと、これは役立ったと言えるかどうか疑問ですが、自動車事故に遭ってもケガをしたことがないということですね。』

——うーん。それはスゴイ。運だけじゃなく、鍛えられた反射神経と体力の賜物ですね。暴漢に襲われた美女を助けた、なんてご経験はありますか？

東『美女はありませんが、男性を助けたことはあります(笑)。昔は私も血気盛んでしたから。』



ベンチプレスは最高210kg、
いまでも180kgは持ち上げます

——でも、今はお話ぶりといい表情といい“柔らかな人”という印象を受けますね。実は私、もっとコワそうな、いかつい感じの人かなと思って伺ったんですよ(笑)。

東『そうですか？以前はコワそうだとよく言われました。もっと痩せていましたしね。74~75kgくらいでした。いまは90kg近くあります。』

——えっ！！そんなには見えませんよ。確かにシャツから出ている腕はすごい盛り上がりですけど。東『腕は44cm、太ももは64cm、ウエストは85cmです。胸囲はベンチプレスで124cmになりました。』

——その鍛えあげた体をボロシャツがはちきれそうに包み込んでいる…。

東『74~75kgの頃はウエストも76cmくらいでしたから、ずいぶん変わりましたね。』

——ウエストが76の頃は、絵に描いたような逆三角形体型だったんでしょうね。ずいぶん女性にもてたんじゃないですか？

東『…。体型だけじゃダメですね。』

——そうですか？…(疑わしそうな目で東さんを見る花井さん)

東『あんまり鍛えてもダメですよ。着られる服がなくなるから。背広はまったく見当たりませんね。ボロシャツなんかもLサイズなんてまったく着られない…。』

——それはちょっと困りものですね。でも頑健な体を手に入れたと。

東『いや、いま肝臓がちょっと…。』

——空手のやり過ぎで？

東『いや、酒をよく飲むものですから。その関係ですね。』

——それは自分で飲んだんだからしょうがないですね。空手とは関係ない(笑)。でも、空手のトレーニングの後のビールは美味しいでしょうね。東さんが飲みすぎると言われるのもわかるような

気がします。ところで、いまでも毎日生徒さんに空手を教えてらっしゃるんですか。

東『いまは道場に行くのは週に3回くらいですが、私は直接指導するわけではなく、指導員からの質問や疑問に答える、という感じです。』

——すると、指導員のトレーナーというか、顧問的な存在なんですね。そこまでの立場になった東さんが、現役時代を振り返ってご自分の印象的な試合なんてありますか？

東『それがいま思い返してみてもあまりないですねえ。私は評判悪かったんじゃないかな。反則を取られることが多かったんですよ。』

——負けん気が人一倍というのか、対戦になると燃え上がるタイプだったんじゃないですか。

東『けが人が出たこともありましたし…。』

——アクション映画なか見ますと、壁をぶち抜いたり、なんてことがありますか？

東『それは実際にもよくありますよ。』

——えっ、ホントにあるんですか？！

東『床もよく踏み抜きました。かかとで蹴ると堅い板でも割れてしまうんですよ。ワザと割るというのがあります。』

——ムシャクシャしてつい、ということ？

東『いや、違います(笑)。例えば道場で生徒を教えている時に、自信をつけさせて生徒をどうしても強くさせなくちゃいけないという時にやるんです。私が突きの入れ方を教えているとします。生徒に突きを入れさせるためにスキを作ってやっても打ってこない。そこで壁際まで追いつめて、ワザと顔面の横スレスレに一発ぶち抜くんですね。突きはこうやって突くんだぞ、と。するとビクビクして、ハイわかりましたということに



INTERVIEWER

花井 美紀

(株) コミュニケーションデザイン代表
イベント司会・コーディネーター、
ビジネスマナーインストラクター、
信用金庫協会女子職員講座の専任講師。
TV、ラジオ等で現在活躍中。



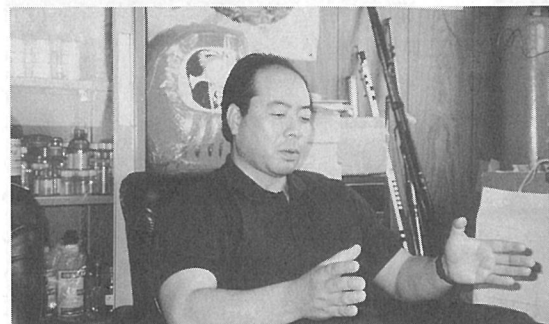
なる。身を持ってわかるんですね。それも鍛錬の一つです。そういう場面を見て、“ワァ、すごい！自分もこうなりたい”と思ってくれる生徒は強くなります。』

——なるほど。よく武道は“礼に始まって礼に終わる”と言いますが、厳しい練習を通じて人間形成というか、精神力も鍛えられていくんでしょうね。東『うーん、そうよく言われるんですけどね。やはり年齢とともに、じゃないでしょうか。若い頃は技ができると、まず“使いたい”というのが頭をもたげてくる。黒帯を打ち負かすと気分いいわけで、外へ出てやってみたくなる。私も昔はそんな若い頃がありましたが、いま考えるとこわいですね、相手が武器を持っているかもしれないし、何人もいた場合、多勢に無勢じゃいくら強くてもダメです。』

——年を重ねていくということは、人間関係の経験も重ねるということですね。そうした中からまず危険とか、叩きのめされるあいての立場や心中、後のことなどいろいろ考えますよね。

東『そうですね、いまケンカしようとか、技を使いたいとかまったく思いませんが。』

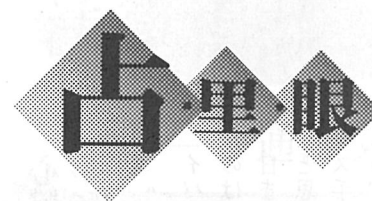
——技に心がついてきた、という境地なんでしょう。ところで先程、胸囲がサイズアップしたおっしゃってましたが、まだ鍛え続けてるんですね。ベンチプレスはどれくらいまで上げられますか？東『180kgくらいですか。かつては210kgまで上げ



ることができました。実は、ハンマー投げのオリンピック選手だった室伏さんとよくトレーニングで一緒になるんですが、この方は240kgなんですね。まったくすごい。ところでこのベンチプレスというのは一人でトレーニングできるものではなく、同程度のレベルの人とペアを組んでやらないとあまり効果が出ないんですね。私は室伏さんほどの高レベルではありませんが、偶然ジムで顔を合わせるとトレーニングを手伝ってくださることがあります。人間的にも素晴らしい方ですね。』

——室伏さんといえば“鉄人”的なイメージがありますが、東さんと一緒にベンチプレスをなさっている場面をぜひ見てみたいですね。東『私はある程度の年齢まで、160kgの線は維持したいと思っているんです。』

——わぁ、素晴らしいですね。ゴルフでも、自分の年齢以内でホールアウトすると、エイジシューターとかいって大変な名誉だと言います。東さんには80歳で90kgくらい上げて話題になっていただきたいですね。(このあと花井さんのためのリクエストに応え、東さん、大人の握りこぶし3個分くらいの石を手刀で見事真っぴたつに。花井さん、リクエストしておきながらしばし呆然……。百聞は一見にしかずとはまさにこのこと、と納得しながら今回のインタビューは終了しました。)



「創意工夫そして意欲」

私は、めったに缶ジュースを飲まない。なぜなら、空き缶の捨て場所に困るからだ。

自動販売機の横には、空き缶入れが設置されている。が、その場でゴクゴク立ち飲みするとは限らない。結局、空き缶は、自宅に持ち帰ることになる。

以前、テレビで、空き缶の利用法が取り上げられていて、妙に感心した。空き缶を伸ばして、飛行機などの模型を作る青年や、孫の車を作ってしまうおじさんなどが出演していた。たわいないといえばそれまでだが、何かを作りだそうとする意欲には頭が下がる。

そういえば、名古屋の某ホテルには、伊勢エビの殻で作ったシャチホコがロビーに飾られている。殻をゴミ扱いせずに、立派な飾り物にするあたり、料理長はただ者ではないと感じ、思わずレストランに足を向けたくなるのは、私だけではない。

さまざまな工夫を施すことは、人間の特権である。そこから科学が生まれ、文化ができ、文明が進歩した。

しかし、物が過剰に溢れ、氾濫しているこの時代に、時間をかけて何かを作りだそうという意欲にかられる人は、どのくらいいるのだろう。学歴社会の軋轢と仕事の慌ただしさに追いまくられるうちに、人間が持っているはずの空間軸は、いつしか忘れ去られ、時間軸だけが強調されてしまっているように思えてならない。

何もゴミだけに限らない。情報もそうだ。

メディアは、さまざまな情報をさまざまな方法で提供し、人びとのニーズを答えようと努めてきた。現在では、苦勞して情報収集に乗り出さなくても、情報が好きなだけ入手できる。パソコンのキーボードを叩けば、最新ニュースがわかるし、どこでどんな新製品が生まれているのかも一目瞭然だ。いながらにして、何でもできる世の中なの

マギー
(マギー相談室主宰)



である。その一方で、便利、合理的、時間短縮の言葉に踊らされて、情報過剰に陥り、情報に振り回されてしまうケースも多い。

そんな中、最近、出版業界では、手法に変化が出はじめている。これからは、受け手側に向けて、何でもかんでも情報を提供する時代ではなく、ターゲットを絞った情報を提供の方が受け手側の混乱を招かずに済むのではないか……という動きだ。

これには賛否両論ある。何を自分が求めているのか不明確になっている受け手にとっては、有り難い話だが、情報ソースをあらかじめ制限してしまうのはどうかともいえる。

もっとも、自分に必要な情報が何であるかを確かめ、その情報を見つけ、自分なりに創意工夫していくことが、いちばんいいに決まっている。

情報を探す時間と行動半径である空間、あるいは、作りだす時間と作りだす場所、この二つがバランスよくかみ合う時、素晴らしいものが生まれるのではないか。ホテルのシャチホコを見るたびに、ふと思うのである。

PROFILE

マギー

(有) マギー相談室 代表取締役。

幼少より 各地の占術家に師事、東洋／西洋の占術に精通し、神秘術、心理学研究にも力を注ぐ 名古屋出身の女性占術家。雑誌の連載や執筆活動、ラジオのレギュラー番組を数多く持つなど、多岐にわたって活躍中。近著に『誕生日物語 366』などがある。著書多数。

米国占星学者連盟永久会員。

私の健康法

心臓病を友として

“心筋梗塞”により、左右冠動脈のバイパス手術をして6カ月の入院生活をしたのは10年前。その後、心臓病を友として今日まで生き永らえてこれたのは有難いことだと思います。当時、心臓病に対するバイパス手術は67、68才が最高年齢といわれており、家族や友人達の反対を押し切り手術に臨むのは大変な勇気が必要だった。入院時75kgあった体重が退院時には58kgに。このままでは駄目だと思い、年齢と老衰の身体を何とか65kgまで戻すことに努力した。体力さえつければ5、6年は生き延びることができると思う一念からである。そんなことで退院直後から寿司、刺身、肉類、野菜と手当たり次第に栄養補給に懸命であった（先生には内緒）。いわゆる逆療法。病後に実行したのは1. 体力をつける 2. 何事にもクヨクヨしない 3. 自分の仕事を持つ 4. 老後にも行える趣味を持つ 以上の4つでした。体力がついてからは事業拡張を計り、今日まで来ています。趣味に関しては、幸い実生種から育てた三河の黒松を培養して40年来お守りしているの、老後の楽しみが既にあります。盆栽の手入れに充実した余生を送りたいと思っています。いつまでも心臓病を友として。

三石産業有限会社
代表取締役 石川喜典

腰痛は運動で治す

いまから3年前、何の前ぶれもなく突然身を引き裂くような激痛が私の腰を襲いました。医師の診断によると、永年の糖尿病が原因とのこと。糖尿病患者は身体のいろんな臓器に障害を引き起こすことがわかっています。腰痛があることは知りませんでした。医師から紹介された整体療術研究所で精密検査をした結果、腰痛を克服するため愛知医大運動療育センターに通うようになりました。このセンターでは、体力検査の結果に基づいて専門医師がスポーツメニューを作成し、個人の身体に合った適度な運動ができるのであります。現在、私は週2回通って汗を流しています。整体体操でも手足腰の動かし方により早く良くなります。専門医師がいらっしゃるので安心です。鍼灸マッサージでは、治療してもらってもなかなか治らないのが腰痛であります。私は腰痛持ちの社員や知人友人にも、愛知医大運動療育センターに行くように勧めています。誰でも良くなるとは言いませんが、新しい治療によって治りが早くなる私は信じています。お陰様で元気で、会社に通って、毎日楽しく暮らしています。

株式会社山本建材
代表取締役会長 山本金一

私の健康管理法

貴方の健康管理法はと尋ねられると、「それは学生時代（夜間高校）からの趣味につながる」と答えています。10日間位の食糧を背に山歩きをしたり、演奏会（クラシック音楽）や将棋教室通いなどの多趣味がそのまま現在にいたり、ストレス解消に役立っています。仕事での気苦労は絶えませんが、それを跳ね返すのがこの多趣味です。貴重な余暇と良い環境を活かして、明日の英気を養っています。

株式会社森部組ハツリ
代表取締役 森部勇夫

充分に眠り、

疲れを翌日に残さない

私は疲れが顔に出てしまう質なので、できる限り睡眠時間を取るよう心がけております。顔が疲れていると、周囲の人達に不快感を与える原因にもなります。「疲れを翌日もしくは翌週に持ち越さないようにする」が私のモットーです。そして、日々少しでも明るく生活できたら一番良いと思います。この細やかでありふれた健康法を実践しています。

丸安運輸株式会社
取締役総務部長 青山勝征

法律相談

弁護士 楠田堯爾

通院交通費と葬祭費について

Q 通院交通費はどのくらい認められますか、また葬祭費について教えてください。

A 今回のご質問は「通院交通費」「葬祭費」についてです。内容、意味を詳しくご説明してみたいと思います。2 被害者の入院・転院・退院のための交通費は、当然事故に起因する損害として認められます。ただし、タクシー代はその必要性から判断されます。すなわち、転院の必要がないのに転院するとか、退院時には完治しているのにタクシーが必要かどうかという問題です。ただ、退院時にはいろいろと荷物があり、公共交通機関では無理ということも斟酌されると思います。3 治療中の通院については、受傷の程度、交通の便などからタクシーによる通院やむなしということもあり得ます。そうでない場合は、公共交通機関による場合の実費が通院交通費として認められるにとどまります。従って、受傷の程度からして、初期の頃はタクシーによる通院が認められ、一定の時期（症状が軽快した時期）からは公共交通機関によるべしということもあります。いずれの場合でも、タクシーによる通院が相当ないしは必要であることの医師の証明があることが望ましいと思います。4 自家用車による通院の場合は、ガソリン代、高速道路料金、駐車料金など、予想される実費が認められます。5 家族（事故による受傷のない）の交通費は、一般には家族（親族）付添費あるいは雑費に含まれるのが通例ですが、特に遠隔地で家族の見舞ないし看護が必要か相当と認められれば、一定の限度で（無制限ではなく）事故に起因する損害として認められることもあります。6 裁判例を見ますと、(1) 松葉杖を必要とする状態で公共交通機関を利用するには困難が伴うとして、通院および通学にタクシーを利用したことを是とした例（ただし、全タクシー代の2分の1を事故と因果関係ありとした）、(2) 外国留学中の娘が重傷の母親に付添うための帰国・再渡航の費用を認めた例、(3) 入院地（富山）が住所地（大阪）から遠隔であったので、

事故発生時の家族4名の往復の諸経費、危篤状態を脱するまでの10日間の家族4名の滞在諸経費、その後の入院期間（121日）につき家族の1人が月1回大阪・富山間を往復する諸経費を認めた例、(4) 71歳女性の被害者が予断を許さない状態であったため、子の1人の航空券のキャンセル料および海外在留の子の往復の航空料金（母に会うため）を認めた例、(5) 脳挫傷・脳内血腫の傷害を負い、527日の入院の後1級の後遺障害を有するに至った被害者の母親が11カ月間にわたり借りたアパートの家賃とアパート・病院間の交通費を認めた例など、事故との相当因果関係を認めた例が結構あります。家族・親族を被害者に持つ者としては同じ行動をとるであろうと思われ、おおむね妥当な判断だと思いますがいかがでしょうか。7 葬祭費の基準は、おおよそ100万円～130万円とされております。葬祭費がこれだけで足りないことは容易に想像できますが、基準としてはおよそこの程度の金額とされております。その理由を推測しますと、被害者や被害者の遺族からすれば冷たい言い方かもしれませんが、人は事故に遭わなくてもいつかは死ぬことを免れず、その時には自らまたは遺族が葬祭費全額を負担することは避けられません。とするならば、事故によって死亡の時期が早くなったことは真に気の毒なことではありますが、両当事者の衡平（公平）の観点から、このような基準とされていると考えられます（ご本人およびご遺族の方には失礼な記述をお許しください）。8 葬祭費のほかに、新たに仏壇を購入したとか、墓地購入、墓碑建立費を一定の限度で認めた例もあります。具体的なケースによって金額に相違はありますが、やはり全額を認めるまでには至りません。理由は葬祭費と同じだと思います。9 ということで、損害賠償を認める場合でも、損害の費目によっては、当然に全額を認めるのではなく、衡平（公平）の観点からの配慮がなされることは、交通事故を貫く理念と言ってよいと思います。

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

理事会報告

平成7年度第1回理事会

平成7年度第1回理事会

■日時 平成7年5月10日

■場所 協会事務所会議室

議決（報告）事項

1. 第8回通常総会開催要領について
安井専務理事より、総会及び懇親会の実施要領を資料に基づき説明、原案通り了承された。
2. 第8回通常総会提出議案審議について
安井専務理事より、総会提出議案の平成6年度事業報告及び収支決算報告を資料に基づき説明、全員異議なく承認した。
3. 役員改選について
安井専務理事より、役員改選にあたり新役員名簿（案）を提出し説明、全員異議なく承認した。
4. 平成7年度支部事業について
安井専務理事より、平成7年度各支部助成金及び委員数選出について提案、全員了承された。
5. 愛知県産業廃棄物適正処理推進大会開催について
安井専務理事より、5月24日開催の適正処理推進大会に当協会が構成団体として参加することについて、実施要領に基づき説明、全員異議なく承認された。
6. 新規入会者の承認について
事務局より、入会申込みのあった正会員2名、賛助会員2名の入会について全員承認された。
7. （社）全国産業廃棄物連合会総会について
安井専務理事より、総会開催要領について説明、総会への参加については各支部より

出席する案に全員了承した。

8. 厚生大臣表彰推薦について
推薦候補者については、正副会長に一任することで全員了承した。

委員会報告

広報編集委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年5月2日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 『産廃あいち』第16号編集企画について

平成7年度第2回委員会

■日時 平成7年6月28日

■場所 ロイヤルホテル弁天閣

協議事項

1. 『産廃あいち』第16号編集校正について

企画委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年5月21日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 役員改選について
2. 事務局職員昇給について
3. その他

平成7年度第2回委員会

■日時 平成7年6月21日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 各委員会構成について
2. その他

厚生大臣認定特別管理産業廃棄物
管理責任者講習会開催

平成7年5月12日、名古屋国際会議場において（財）日本産業廃棄物処理振興センター主催による特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を当協会が担当し、開催しました。

●講習会日程

開講・開会挨拶 愛知県環境部廃棄物対策課主幹
小林幸資氏

ガイダンス （財）日本産業廃棄物処理
振興センター参与 高橋利夫氏

行政概論 愛知県環境部廃棄物対策課専門員
神谷治信氏

処理計画と実際 愛知県環境部廃棄物対策課
主任 近藤 繁氏

安全衛生管理 中央労働災害防止協会
中部安全衛生サービスセンター 山田四郎氏

■日時 平成7年5月12日

■場所 名古屋国際会議場

受講申込者数 257名

受講者数 255名（県内242名、県外15名）

厚生大臣認定特別管理産業廃棄物
収集運搬課程新規許可講習会開催

平成7年5月16日～19日の4日間、名古屋国際会議場において（財）日本産業廃棄物処理振興センター主催による特別管理産業廃棄物収集運搬課程新規許可講習会を当協会が担当し、開催しました。

●講習会日程

第1日（5月16日）

開講・開会挨拶 愛知県環境部廃棄物対策課主幹
小林幸資氏

ガイダンス （財）日本産業廃棄物処理
振興センター参与 齊藤克己氏

行政概論 愛知県環境部廃棄物対策課主査
小塩高志氏

収集運搬概論 愛知県環境部廃棄物対策課主査
永草伸一朗氏

第2日（5月17日）

環境衛生工学 （財）日本産業廃棄物処理振興
センター非常勤講師 杉島和三郎氏

特別管理産業廃棄物概論 （財）日本産業廃棄物
処理振興センター専任講師 野田信幸氏

第3日（5月18日）

安全衛生管理 中央労働災害防止協会中部安全
衛生サービスセンター 藤田憲治氏

安全衛生持論 中央労働災害防止協会中部安全
衛生サービスセンター 藤田憲治氏

経営管理 （社）愛知県産業廃棄物協会
専務理事 安井 孝氏

業務管理 （社）愛知県産業廃棄物協会
専務理事 安井 孝氏

第4日（5月19日）

収集運搬各論 （財）日本産業廃棄物処理振興
センター非常勤講師 植田英彦氏

修了考査

■日時 平成7年5月16日～19日

■場所 名古屋国際会議場

受講申込者数 156名

受講者数 153名（県内86名、県外67名）

正副支部長会議開催



■日時 平成7年4月25日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

- 1. 平成7年度助成金について
- 2. 平成6年度事業報告並びに収支報告について
- 3. 支部役員の任期について
- 4. 各委員会委員の選任について
- 5. 愛知県産業廃棄物適正処理推進大会開催要領について
- 6. 平成7年度支部事業について
- 7. その他情報交換

南五区埋立処分場
受入基準変更説明会開催



4月26日、名古屋市公会堂において当協会主催によるASEC（財団法人 愛知臨海環境整備センター）の南五区埋立処分場受入基準変更説明会を開催しました。ASECから芳村常務理事、佐野管理課長に出席していただき、受入地域及び処分料金の改定の経過・趣旨を説明していただきました。

新規正会員

名 氏	称 名	所 電 話 番 号	在 地 番 号	許 可 区 分	営業の種類及び許可品目				許可年月日 (許可期限)
					収集運搬	中間処理		最終処分	
						処理方法	品目		
(有) 伊藤建材 伊藤誓持		〒483 江南市宮田町生原226 0587-57-7766		県	2,6,8,12,13,15				H5.7.7 (H10.7.6)
				市	2,6,12,13,15				H5.7.6 (H10.7.5)
(有) 兼元組 兼元重光		〒448 刈谷市松栄町1丁目16の8 0566-23-8710		県	2,3,4,5				H5.4.20 (H10.4.19)
				市	2,3,4,5				H5.3.31 (H10.3.30)

取り扱う産業廃棄物の種類（許可品目欄番号）

1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.紙くず 8.木くず 9.繊維くず 10.動植物性残渣 11.ゴムくず 12.金属くず 13.ガラスくず及び陶磁器くず 14.鉱さい 15.建設廃材 16.動物のふん尿 17.動物の死体 18.ダスト類 19.その他 特01.引火性廃油 特02.腐食性廃酸 特03.腐食性廃アルカリ 特04.感染性産業廃棄物 特05.特定有害廃PCB等 特06.特定有害廃PCB汚染物 特07.特定有害指定下水汚泥 特08.特定有害鉱さい 特09.特定有害廃石棉等 特10.特定有害ダスト類 特11.特定有害燃え殻 特12.特定有害廃油 特13.特定有害汚泥 特14.特定有害廃酸

賛助会員

名 称	氏 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
廃棄物研究所	深谷 実	453	名古屋市市中区亀島2丁目12番27号	052-451-1349
ユニック中部販売（株）	鈴木喜一	462	名古屋市北区金城1-8-10	052-913-8511

支部の会員数

H.7.6.20現在

支 部	正 会 員	賛 助 会 員	計
名 古 屋	157	55	212
尾 張 西	58	11	69
尾 張 北	58	11	69
尾 張 南	58	8	66
西 三 河	90	7	97
東 三 河	50	7	57
県 外	41	1	42
合 計	512	100	612

編集後記

適正処理推進大会の様様を詳しく紹介した特集はいかがでしたか。3人の記念講演を紙面の許す限り掲載しましたので、都合が悪く参加できなかった会員の皆さんも当日の内容をおわかりいただけたのではと思います。もちろん、他のレギュラー記事も協会の活動内容が一目瞭然でわかるようになっていきます。ぜひご精読ください。

私たち広報編集委員が担当する『産廃あいち』は本号で新メンバーにバトンタッチすることになりました。次号からは各支部より選ばれたフレッシュな委員が紙面をつくってまいります。

ご期待ください。

広報編集委員一同

広告掲載社名

近藤産興株式会社、宮川興業株式会社、
佐川印刷株式会社、ロイヤルホテル弁天閣、
住友生命保険相互会社、大府衛生株式会社、
近藤設備設計株式会社、
有限会社名古屋清掃、株式会社シミズ、江洲産商株式会社

編集委員

委員長	宇津野清彦	宇津野興業(株)	代表取締役
副委員長	所 仁司	(株)アイギ	取締役
委員	豊田 能史	成和环境(株)	代表取締役
	近藤 成章	近藤産興(株)	代表取締役
	五箇 始	(有)森田商店	取締役
	山本 金一	(株)山本建材	取締役会長
	川根 武	大矢建設(株)	取締役企画部長
	田口 正信	日の出衛生保繕(株)	取締役部長

産廃あいち Vol.16

平成7年7月20日発行

編集 集 『産廃あいち』広報委員会
発行 (社)愛知県産業廃棄物協会
〒460
名古屋市中区金山二丁目10番
9号(名古屋阪神ビル)5F
TEL.(052)332-0346
FAX.(052)322-0136

発行人 清水善一
事務局 稲垣成房
編集協力・制作 有限会社トピック

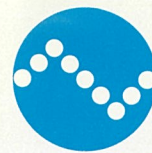
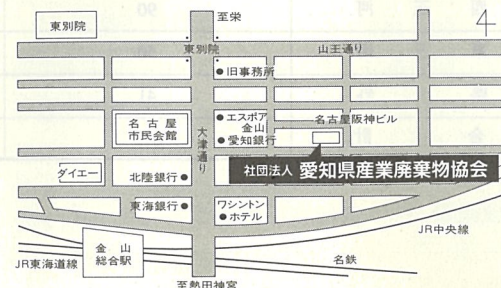
広告掲載のお願い

「産廃あいち」の広告掲載を募集しています。
貴社のPRや営業案内など、広告面をタイムリーに活用してお役立ていただければ幸いです。広告掲載の
お問い合わせは協会事務局までご連絡ください。

あなたの情報版

●協会みなさんの情報、
エピソードをおよせください。

産廃あいちでは、毎号「あなたの情報版」ページを企画し、会員相互の情報ボードとしてご活用いただけるよう楽しいページをつくらせていきたいと思っておりますので、どしどし原稿をおよせください。



リフレッシュ アンド グリーン



地球のきもちになつて環境保全

人間のもたらした環境破壊はいまや地球を疲労困憊させ、満身創痍に追い込んでいます。
このままでは、21世紀を待たずに地球は回復不能な状態に陥ることは間違いありません。
一人一人が何をすべきかを真剣に考え、行動することが一番大切です。
私たちは美しい環境を守るために、30年以上前から、着実に、できることに取り組んできました。
地球のきもちになつて、一歩づつ、確実にクリーニング。
地球とともに歩みたい、名古屋清掃。

名古屋清掃

小さなGOMIから大きなGOMIまで
(052)821-5353
FAX (052)821-8060

●本社 〒467 名古屋市中区瑞穂区神徳町5番49号 ☎052-821-5353(代)
●名古屋東営業所 ☎052-895-5353 ●名古屋南工場 ☎052-614-5353 ●南陽現業所 ☎052-303-5353
●名古屋西営業所 ☎052-409-5353 ●名古屋北工場 ☎052-443-5353 ●春日井現業所 ☎0568-51-8558

地球のアイデンティティーを守ります。

生命の源は、地球から生まれました。

きれいな空、うつくしい海、雄大な大地、そして人類も……。

しかし、廃棄物の起源は私たち人類にあります。

うつくしい地球の素晴らしさを新世代に手わたすためにも、増えつづける廃棄物の前に地球が埋もれてしまわないよう。

私たちは責任を持って廃棄物処理を考えねばなりません。

当社は、産業廃棄物の総合処理を通して豊かな環境づくりに全力で取り組んでいます。

廃棄物処理は人類のライフワーク、環境保全は人類の使命。

産業廃棄物処理事業

収集・運搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 **シミズ**

名古屋市南区神松町3丁目5番地6
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地
TEL (052) 613-0811

社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**